

◎議 事 日 程（第４号）

平成21年３月13日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第１ 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（２９名）

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷲 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収納担当部長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経済建設部長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	税 務 課 長	永 田 和 美 君

財 政 課 長 大 鹿 剛 史 君
経 済 課 長 大 島 静 雄 君

学校教育課長 山 田 喜久男 君
建 設 課 長 恒 川 美 広 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 忠 俊
書 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

9番・村上守国議員は遅刻の届が出ておりますので報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位9番の26番・宮本和子議員の質問を許可いたします。

○26番（宮本和子君）

今回は、子育て支援の充実をと総合斎苑計画は市民の声にこたえて見直しをの2点の大項目について一般質問を行います。

まず初めに、子育て支援の充実をの1点目ですが、子供の医療費無料制度の通院を中学校卒業まで拡大を。

平成20年度、県が入院を中学校卒業まで拡大したことによりまして、通院も中学校卒業まで拡大する市町村がふえてきました。2008年9月の段階で、県内では、小学校卒業までが34市町村、中学校卒業までは19市町村が拡大しています。海部郡内の市町村では子供の医療費無料制度の通院を2009年度も含めた拡大状況はどのようになっていますか、愛西市での拡大計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目です。子育て中の家庭の貧困状況についてお尋ねします。

今、100年に一度という不況の嵐が吹き荒れていますが、派遣切りなどで解雇されたり、残業減で収入が極端に減少しワーキングプアなどに陥っている子育て中の家庭状況の把握はされているでしょうか。

保育料、給食費などの滞納にあられると思いますが、保育料、給食費などの滞納状況はどのようになっていますか。修学援助制度を受ける世帯の増加も今後見込まれてくると考えられますが、対策についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

そして、子育て中の貧困家庭への救済相談はどのような手だてを講じているのかお聞かせください。

3点目ですが、保育制度改革についてお尋ねいたします。

2004年に小泉内閣は、地方自治体に対する公立保育園の運営費国庫負担金を廃止し、一般財源化をいたしました。財源の厳しい市町村は、経費削減のために公立の民営委託を進めたり、賃金を削減するために非正規職員の割合が年々高まってきております。名古屋市では財政難を理由に公立保育園の廃止、民営化などの動きがあり、保育所に預ける父母や保育士や市民とと

もに公立保育園をなくさないでと裁判に訴えたり、住民投票条例制定の署名運動などが起こっています。厚生労働省の社会保障審議会は2月24日に新たな保育の仕組みを導入する第1次報告を決定いたしました。児童福祉法を改悪して5年後の2013年度から新制度を実施する構えですが、国の保育制度改革はどのように改革しようとしているのかお聞かせください。

4点目ですが、次世代育成支援地域行動計画についてお尋ねをいたします。

2005年から2009年まで、次世代育成支援地域行動計画の前期計画が終わろうとしておりますが、前期計画の到達点への評価と実施状況の公表はどのように行われているのかお聞かせください。地域協議会の設置がされているのかお聞かせください。

また、2010年から2014年までの後期計画の今後の策定計画の準備はどのようになっているのかお聞かせください。

大項目の2点目の総合斎苑計画は市民の声にこたえて見直しをですが、1点目で、総合斎苑計画の見直しを求める市民の大きな声を見無視する形で、今、計画が進められていますが、議案質疑でも明らかなように、20年度中には、基本設計、実施設計、土地の買収はできない状況で繰越明許となっているということですが、計画の進捗状況と予定地の買収計画はどのようになっていますか。

2点目ですが、67%の「セレモニーホールは要らない」「火葬場だけでいい」など、無駄な公共事業に対する市民の怒りの声にどうこたえていくのかお聞かせください。

あとは自席に着いてお尋ねしますので、よろしくお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、まず初めに子供の医療費の関係についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の通院の拡大状況でございますが、議員も御存じのとおり、中学校卒業までとしているのは弥富市と飛島村でございます。小学校卒業までというのは、海部郡内、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町という状況でございます。参考でございますが、市の状況でおきますと、津島市では就学前まで、稲沢市におきましては、今審議をされておりますが小学校1年生まで、一宮市におきましては小学校6年生まで、これは一部自己負担がかかるということで、これも審議中ということをお聞きしております。それから岩倉市については小学校3年生、江南市については小学校1年生、犬山市については小学校1年生、これも予定ということをお聞きしております。

続いて2点目でございますが、今後の計画ということでございますけれども、平成20年の4月に就学前から小学校3年生まで拡大をしたばかりでございます。また、近隣市の状況等や、当市の財政状況、これらを勘案しながら進めていかなければならない、このように考えております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、子育て中の家庭状況の把握の件からお答えをさせていただきたいと思います。

子育て中の家庭状況の把握でございますが、特段、何らかの機関等を使って調査をするといったことは現在はいたしておりません。しかしながら、ワーキングプアといいますが、こうい

った景気の状態にございますので、そういった親の生活の変化が子供に影響することも十分考えられますので、12月に、毎月福祉部の会議は行っておるわけでございますが、その12月の会議におきまして「景気後退の影響とその対応について」ということで、そうした子供さんたちの変化がないか、十分によく見守ってもらうように話をしております。

それから2点目の保育料の滞納の状況でございますが、平成20年4月から12月までの状況で申し上げますと、41世帯、児童数にいたしますと46人でございますが、236万5,600円という状況になっております。

それから、子育て中の貧困家庭への救済、相談はどのようになっているかということでございますが、今回の景気悪化にかかわらず、従来から関係者、関係機関によります実務者による会議を月1回開いており、その中で情報交換をいたしております。また、子供たちを取り巻く環境が厳しい状況にございますので、次年度から家庭相談員を1名増員いたしまして、よりきめ細かな対応をしていきたいというふうに考えております。

それから3点目の保育制度の改革の内容でございますが、現在の制度につきましては、利用者が入所申込書を市町村に出すわけでございます。市町村に出されました申し込みに対しまして、市町村といたしましては保育に欠けるか否かを判断し、入所先を決定するというものでございます。ところが新たな保育の仕組みにつきましては、まず利用者は市町村に保育の必要性の判断を申請するというようになっておるようでございます。その出された申請に基づきまして、市町村は必要性を判断いたしまして認定証明書を与えるということになっておるようです。その認定証の交付を受けた利用者は、希望する保育園を選んで、その利用証明書に基づいて契約を結ぶ、こういうふうになっているというふうに、きちっとした通知は来ておりませんが、報道等で確認をした中ではそういうことになるのかなというふうに思っております。

それから、次世代育成支援地域行動計画についての前期計画の評価、実施状況の公表、地域協議会の設置状況、後期計画の今後のスケジュールということかと思いますが、前期計画の評価でございますが、私どもは前期計画の中に重点的な取り組み事項といたしまして4項目を上げております。

まず1点目がファミリー・サポート・センターの設立でございます。こちらにつきましては、20年4月1日、NPO法人に委託をいたしまして、会員相互の援助活動を開始いたしましたところでございます。

それから2点目が虐待防止ネットワーク会議の設立でございますが、こちらにつきましては平成18年2月1日にネットワーク協議会を設立いたしまして、関係機関の連携を図っているところでございます。実務者の会議につきましては、先ほどの相談事業のところでも述べましたように、月1回は必ず開催するような形でやっておるところでございます。

それから地域子育て支援センターの充実でございますが、これは市内3カ所の保育園、今は勝幡保育園、美和多保育園、市江保育園におきまして地域子育て支援センター事業は実施しております。それから各児童館、立田北部・南部・開治子育て支援センターにおいてもそうした子育て支援事業を実施しておりますし、4月からは八輪子育て支援センターにおきましても

実施をしていく予定をしております。

それから4点目といたしまして放課後児童対策の推進でございますが、本年度完成をいたしました3カ所の児童館及び子育て支援センターにおいて、4月以降、市内すべての小学校区において放課後児童クラブが開設する予定となっております。また、民間の児童クラブ、3カ所ございますが、利用希望者の多いところにつきましてはそういった民間の児童クラブに補助金等の制度も設けまして、実施している状況でございます。

以上、重点的な取り組みにつきましては計画どおりに進んできたものというふうに思っております。

実施状況の公表でございますが、これらにつきましては、今、次世代アンケート等の分析も行っておりますが、それらと含めまして、前期の計画の評価等も実施いたしまして、策定委員会の方に報告する予定をしております。この報告につきましては、会議録等の公開もしておりますので、そういったことも含めて公表していきたいというふうに思っております。

それから地域協議会につきましては、この協議会につきましては計画策定プロセスの透明性を確保するための組織でございまして、広範囲の地域住民の意見を反映させるため意見交換や協議の場となるものでございますが、次世代育成支援行動計画策定委員会を組織いたしましておりますので、この委員会が行動計画策定に当たって、そういった地域住民の意見等集約の場となりますので、そういった広範な住民の意見が反映されていくものというふうに考えております。

それから後期計画の策定でございますが、先ほども申し上げましたように、平成20年の11月にニーズ調査を4,000人の保護者を対象にアンケート調査をいたしました。この結果をもとに県のヒアリング等があるというようなことも聞いておりますが、そういったものを集計した中で、国としては行動計画の策定指針といいますか、その参酌標準といいますか、そういうのが示されるというふうに聞いております。そういったものも参考にしながら、本年秋ごろには目標事業量を算出していきたいというふうに考えております。その後、パブリックコメント等を得まして、今年度中には22年度から26年度までの5年間の計画を策定していきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、給食費などの滞納状況、また修学援助を受けている世帯の生活実態把握についてお答えさせていただきます。

平成19年度の給食費の滞納者につきましては、21年2月末現在で9名でございます。滞納額につきましては21万7,436円でございます。

修学援助受給者は、現在、小・中、合わせまして579名でございますが、修学援助受給者が学校に滞納がある場合には、それぞれの学期援助費を学校から保護者に直接渡しております。その際に、学校では滞納額と援助費を相殺するとともに、生活状況につきましても聞き取り等をいたしまして御相談に乗っておるのが現状でございます。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

それでは、続きまして総合斎苑の関係についてお答えをさせていただきます。

進捗状況につきましてはきのうも御答弁させていただいておりますが、今、農振除外の関係につきまして県の方に異議申し立てが出ているということで、その後、都市計画の決定告示、それから農振農用地除外公告、これが終わってから税務署の方へ事前協議を出させていただきまして、それ以後、用地取得となるというふうに考えております。

続いてセレモニーホールの必要性につきましては、以前からも何度もお話をさせていただいております。今の現状の葬儀の形態から見ても必要であるというふうに判断をいたしまして、市民の方々に喜んでいただけるもの、このように判断をして計画を進めておりますので、よろしくお願いがしたいと思います。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

では、総合斎苑の方からちょっとお聞きしたいと思いますが、今、用地取得は、一応税務署の方からの認定がおりてから用地取得というお話ですが、いつぐらいにこれはなるというふうに計画をされているのでしょうか。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

これもきのうお答えをさせていただいておりますが、県の方に、今言いましたように農振除外につきまして異議の申し立てが出ております。この関係、60日以内に県の方が回答することになっておりますので、それ以後になるかと思っております。

○26番（宮本和子君）

それはいつごろになりますか。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

この関係につきまして、県の方へ異議の申し立てが出たのが2月20日というふうにお聞きしております。ですから、それから60日以内に回答ということでございますので、スケジュール的なものについては県の方の都合もあるというふうですので、いつになるかちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

○26番（宮本和子君）

60日、簡単に計算しても4月の終わりということで、連休を挟んで5月の連休後というような解釈でよろしいでしょうか。まあ、よろしいです。

そのくらいで、今、そういうことで土地買収も含めて計画より建設についてはおくられているということですが、吉川議員の質問にもありましたけれども、農振除外で愛西市で4件、県では1件の異議申し立てが出て、農振除外ができないということですが、具体的にはどのような内容の申し立てが出たのか、また今まで施設建設計画でこのような異議申し立てが出たことがあるのか、事例があればお聞かせ願いたいと思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

手元に資料を持っておりませんので詳細なことは申し上げられませんが、いわゆる食料自給率がどうか、セレモニーが必要ないのかどうかというふうな記憶をしておりますが、

ちょっと手元に資料を持っておりませんので、申しわけございません。もしあれでしたら、お名前とか住所はお見せすることはできませんけど、内容程度でしたら後日またお伝えすることでお許しがいただきたいと思います。

それから、愛西市になってからの例としては、異議申し立ての関係は例がございません。愛知県下の関係は、ないやに聞いておりますが、ちょっとその辺は十分確認をしておりますのでわかりません。

**○ 26 番（宮本和子君）**

私もそういう点では、こういった農振除外での異議申し立てがあったというような状況は聞いたことはないわけですが、なぜこういった異議申し立てが出たというふうにお考えでしょうか。

**○ 経済建設部長（篠田義房君）**

それは異議申し立てをした方に聞いていただかないとわかりませんが、斎場予定地に近いというんですか、西保町地内にお土地をお持ちでない方、そういう方が出されるというのはそれなりのお考えがあつてのことなんで、私どもにどうして異議が出されたのかというふうにお尋ねになっても、私の方ではお答えをしかねます。

**○ 26 番（宮本和子君）**

なかなか答えにくいということもあるでしょうけれども、今、斎場建設に対する批判の声がいよいよ愛西市に渦巻いているということで、そういう点で問題であるということで、農地は、農地としてやっぱりこの愛西市で主要な産業であるということもあわせて、特に西保地域の農地が、広大な農地が斎苑にかわるというようなことで多分異議申し立てもされたことと思いますが、やはり今の段階でもその土地の買収ができない状況にあるという点では、まだ県も許可をしていないという点では計画の見直しができる状況にあるというふうにも考えてもいいのかどうか、その点はいかがでしょう。

**○ 経済建設部長（篠田義房君）**

全くないと思います。

**○ 26 番（宮本和子君）**

何かきょうは部長が御機嫌斜めです。ちょっと質問しづらいんですが。

全くないということではありますが、結局、この計画が住民に支持をされていないということでいろんなところで異議申し立てもあり、県でもそういった対応に苦慮をしているということで許可を出せないという状況だというふうに判断してもよろしいのでしょうか。

**○ 経済建設部長（篠田義房君）**

県が許可を出さないということではなくて、法の手順を踏んで現在進行形、進行中であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

**○ 26 番（宮本和子君）**

そういう点では、進行形かもしれませんが、今までにないことですね。こういうことで斎場の建設計画でこれだけ異議申し立てが愛西市にも出され、県にも出されてということで、農家

の方たちも、やっぱりこの問題については問題があるということで異議申し立てをされているわけですが、そういうところでは、やっぱり真摯に受けとめる、市側もそういう姿勢が必要ではないかと思います。

日本共産党愛西市委員会で、今、総合斎苑計画の見直しを求める署名も行っておりまして、全戸に配布したところ、たくさんの署名が送られてきております。先日も手紙が寄せられましたが、その西保の団地以外の方からもお返事が来ました。「もう議会で決まったものなのではないか。この時代、何十億円もの借金は次世代にツケを回すもので絶対反対。必要な施設なら他の方法を考えてほしい」と添えられておりました。

昨年行ったアンケートの総合斎苑問題では、今、私がずうっと毎週読者ニュースに折り込んでおりますが、今9号までいって、246項目、まだしばらくありますので、250を超える斎場の問題での皆さんの声が寄せられております。やはりその中身は、早くつくってほしいという声もありますし、それから何でそんな西保の方につくるのだと。佐織地区ではとてもあそこまで行って、火葬場は仕方がないけど、セレモニーはとてもやれないとか、本当にたくさんの意見が寄せられて、全部紹介をしたいぐらいですけれども、それはちょっとできませんけれども、そういった意味では、私たちにもこんなにたくさんの方たちの意見が寄せられるという一つの問題で、今までにないことです。それだけに、市民の皆さんがこの斎苑問題に関心があるということであり、またアンケートの結果にもありましたように67%の方がやはりセレモニーよりも火葬場だけでいいという声なんですよね。やっぱりこうした市民の声、本当に無視できないと思うんです。私たちは一部のところを配っているわけじゃないんですよ。全戸に配って、一軒一軒お届けして、その結果がこういう形です。だから市民愛西市全体の声だというふうに聞いていただいて、そういう市民の声に市長はどうこたえるのかお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

宮本議員の質問にお答えをいたします。

今アンケートのお話もしていただきました。以前にも答えたかもしれませんが、特に佐織地区はコミュニティーがあるからそんなの使わないとか、愛西市全体を思っていたかないと、これ、例えがいにかんかもしれんですが、巡回バスでもそうです。ですから、その利用者が2割から3割は使われると、そしてアンケートの結果も出ているようなこともお聞きしております。そのアンケートの中に出ていますね、数字も。ですから、そういうとらえ方をしていただいて、例えば年間600としますと、3割としますと180の方が利用をしたいと言ってみえるわけです。ですから、先ほど申し上げました巡回バスでも、立田、八開さんを、少ない乗車率でもしていかなくてはいけない、これが行政なんです。御理解いただきたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

斎場の問題は、セレモニーの問題は、その巡回バスやそういった切実な声とはまた私は違うと思うんですよね。民間でもどんどん今施設がありますし、それぞれの地域で、やっぱり自分の近くでセレモニー、皆さんは送りたいと思っているわけですよ。だから佐織でもその地域で

防災コミュニティセンターを利用して、安く、そして皆さんで地域の方が送ってという形で、どなたも、火葬場については早くつくってほしいという意見もたくさん寄せられております。しかし、セレモニーについてはやはり問題であると。今、本当に逼迫した経済状況の中で、やっぱり市民に借金を、孫や子供にツケを回すということに対する批判の声なんですよ。やっぱりそれをしっかり見ないと、きのうも市長は、合併特例債だと10億。でも、しかし合併特例債、これは何百億と使える枠があるそうですが、それをどんどん使っていけば相当の金額の借金となるわけですよ。今言っている斎場の問題、そして給食センターの問題、そして今後は市庁舎の問題も出てくるでしょう。そうしますと、それが積み重なれば30億以上の借金となるわけですよ。それを市民の皆さんは心配しておられます。本当に財政的には大変弱い地域でありますので、借金をどうして返していくのか、やっぱり愛西市に見合った、身の丈に合ったものというのをしっかりと考えていかなきゃいけないので、そういった市民の皆さんの気持ち、そういうことが本当に市長は、これからどんどんどんどんそういういろんな方に会われて市長選に向けて行かれると思うんですが、いろんな声を聞いてみえると思うんですよ。これからも聞く機会が多いと思いますが、やっぱりそういう点では、市民の声を無視していくということは、本当に大変な大きな問題であると思います。

そして、今、集中改革プランがどんどん提案をされて、具体化をされております。立田・八開保健センター、市営プールの廃止、老人福祉センター、デイサービスセンターの指定管理と施設の統合・廃止、そして民営化を進める、そういった住民サービスの削減がどんどん行われている一方で、そういった総合斎苑、大型給食センター、市庁舎の建設など、合併特例債を使えるときにどんどん使おうとしている。合併特例債もやはり、先ほども申しましたけれども借金です。大盤振る舞いに使えばいいというものでもありません。市民は子や孫に借金のツケを回すことはやめてほしいと言っているんです。愛西市の収入に見合った施設のあり方を、ぜひ市長は考えるべきでございます。今、市民の暮らし、福祉、医療を優先して市民の税金を使うべきです。市民が望んでいないことを強引に進めていくべきではないと考えますが、その点での市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

これはきのうも吉川議員の質問にお答えしたところでありますけれども、特例債を有効に使わずして、今、議員がおっしゃっていただいたような事業を、じゃあどの財源をもってそれに充てられるかということです。ですから、この特例債、きのうも申し上げました、7年のうちに有効に使うべく、でないと、将来、今おっしゃっていただいたような内容でもってどんなふうにしていく状況があるか、またお聞かせいただけたらと思いますけど、私どもは、きのう申し上げましたとおりの計画でもって、将来に負担を軽くする状況の中でいってまいりたいと思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では、借金をこのままやっぱりし続けて今の愛西市の未来があるというふうにお考えでしょうか。

○市長（八木忠男君）

ですからきのう言った御理解がいただけないんで、特例債を使わないと、今の事業ですね、きのう説明したとおりです。数十億円の借金が残るということです。その部分は国が7割の特例債の中で交付税対応していただけるわけです。御理解いただきたいと思います。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、市民とやっぱり市長の間には大きな溝がありますし、そういった点では市民の立場に立つという市政を私は望んでいきたいと今後も考えております。

では、続きまして子育て支援の充実をということで、子供の医療費の問題に移ります。

今、子供の医療費の問題で、海部郡の中では東部4町村、蟹江町など小学校6年生まで拡大をしているということですが、聞くところによりますと蟹江町は中学校卒業まで4月から進めたいということで予算計上されておるということもお聞きしておりますが、そういった点では、この海部郡の中で市の津島市と愛西市がそういった意味では取り残されるという形になりますので、ぜひ拡大に向けて計画を持っていただきたいと思います。

昨日ですが、NHKの「クローズアップ現代」で無保険の貧困世帯の子供3万3,000人が病気になっても医者にかかれない状態で、熱があっても学校の保健室に駆け込んでくる、父親が派遣切りに遭って病気になっても医療費が払えないという報道がされております。こんな時代に本当になってしまったのかという悲しい現実を目にしました。

また、群馬県前橋市では、中学校卒業まで無料にしていますが、高学年になれば医療費もかからないで済むので思ったよりも市町村の負担は少ない。それよりも子供の健康を守るために、親の経済状況に関係なく医療が受けられるようにすることが大切だということで解説をしておりましたが、市長はどのようなお考えでしょうか。

○市長（八木忠男君）

この点につきましても、本年度4月から、昨年4月から3年生までということでお願いをしてきているところであります。先ほど報告をしました尾張8市の中でも説明したとおりでありますし、いろんなそうした状況も判断しながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

○26番（宮本和子君）

今、市長は、昨年度、子供の医療費の無料化を小学校3年生までと、それから中学生まで入院も拡大をされてきましたが、今度は通院を中学校まで拡大をぜひしていただきたいと思います。

私たち、子供は本当に愛西市の宝だと思います。子供の健康、命を守ること、そして親の収入でお医者さんにかかれないという状況を生み出すということはあってはならないと思います。金の切れ目が命の切れ目では、余りにも悲し過ぎる世の中ではありませんか。ぜひ子供の医療費、中学校まで拡大していただきたいと思います。再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

今までも答えてきた内容とおりであります。御意見として承っておきます。

○26番（宮本和子君）

では、2点目の方の子育て中の家庭の貧困状況についてお尋ねいたします。

一昨日ですが、これも高校生が公立も含めて授業料が払えないために学校をやめなければならないという生徒が1クラスに10人もいるなど、本当に深刻なニュースが流れておりました。先ほどもありましたように、愛西市でも修学援助を受ける世帯の増加、子供の貧困世帯については、保育料が払えない世帯が41世帯もあるということで驚きですが、前年度の収入で保育料も決められますので、派遣切りや廃業や、また急激な収入の減少や、また住宅ローンで支払い不能になっている状況などがやっぱりその年に出てくると思いますので、そういったことでは、やはりきちっと調査して、支払うことのできない収入になっている場合には保育料を減免することも考えなければならないと考えますが、その点の見解をお聞かせください。

また、給食費の滞納については、修学援助を受けられるような手だてをぜひ講じて対策を立てていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもも滞納の世帯には接触をいたしまして、いろいろ納付勧奨等しておるわけですが、こういった滞納してみえる方につきましては、保育園の方の用品代とかそういうのも払っていないというようなこともあります。保育園の感触、あるいは職員のお会いした感触と、実際に払えない状況なのかということとをいろいろ問題になってくるかと思うんですけども、その辺も十分によく接触の中でお話を聞きながら、今後も納付勧奨に努めていきたいというふうに思っております。

**○教育部長（藤松岳文君）**

先ほどと同じような回答になるかもしれませんが、それぞれの学校において給食費の滞納等ございます場合、保護者と学校と協議をいただきまして御相談に乗っていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

急激なそういった状況になったらすぐに対応していただけるということでしょうか。

それから、保育料の減免については、そういう場合、急激な減少で払えない状況というのはそういうことが対策としてとれるのかどうか、とっていただけるかどうかですが。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

現在の段階では、母子家庭の保育料の3階層、4階層について半額免除、あるいは第3子以降の保育料の無料化ということを実施させていただいておりますが、それ以上のことについては今のところ、方策を持ち合わせておりません。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、もし払わないでそのまま卒園して小学校に行った場合はどうなるんですかね。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

粘り強く接触して、納めていただくように努めていきます。

**○26番（宮本和子君）**

粘り強くといっても、また今度小学校へ行けば給食費の問題も出てくるわけですから、そう

ということが積み重なって、今の子供たちが本当に生活が大変な状況で、学校も本当にそういう状況になれば行きたくても行けない状況を生み出すので、やっぱりそういう点では、ある一定の減免制度などを設けて、急激な収入減の場合にはぜひ行っていただきたいと思います。

修学援助の場合も、そういう点ではきちっと対応していただけますでしょうか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

修学援助についてももう少し詳しく御説明させていただきます。

議員おっしゃるように、修学援助につきましても前年度所得に基づいて行います。しかしながら、急激な家庭状況の変化にも対応すべく、そういった家庭については、先ほど部長が申し上げましたよう学校が相談を受けますので、学校長の意見書をつけていただければ、その辺の対応はさせていただいております。特に離婚等で急激な家庭環境の変化が起きた場合にも、そういったことがわかれば、私ども対応させていただいております。

また、先ほどの給食費の関係ですけれども、部長の方から9名という御説明をさせていただきました。このうち5人は既に修学援助を受けておりますので、その点もよろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○26番（宮本和子君）

私は、保育料が払えないからといって、子供を家に置いておくこともできず、放置しておけば子供の命にかかわるということも起きてくる状況になりかねませんので、子供を預けて親が安心して働けることができるように、保育料の減免などもぜひしていただきたいと思います。

3点目ですが、保育制度の改悪が今後されようとしておりますが、先ほども部長もまだはつきりしたことはわからないということですが、今までの市町村の保育実施責任がなくなりして、利用者と保育所が直接契約をするというふうに変えるということになります。市町村は親の申請に対して、保育の必要性、利用を認定するだけで、入所先は親の自己責任というふうになります。保育園に入所できない場合は親の責任となってしまいます。親の勤務時間に応じて保育の上限が決められて、保育料が決められます。上限の保育料を超えた場合には全額自己負担となり、給食費も実費負担となります。保育のすべてがお金で換算をされ、保育の根幹が壊される危険があります。こんな保育制度になったら、保育の必要な低所得者の子供たちが保育園に入所できなくなるのではないかと心配になりますが、お考えをお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

そもそもこの制度の改革に向けましては、都市部において待機児童がなかなか減らない状況があるというようなことで、こういった提言がされて、議論がされて一定の方向性が出たわけでございますが、私どものこうした郡部といいますか、こういうところとちょっとかけ離れているところもあるように思いますので、私どもは正直言って戸惑っておるようなところがあるわけですが、それと、市町村がこれからは責任を持つことがなくなるのではないかとことですけれども、いろいろ見てみますと、中にはそういったことを懸念する声もあるようでございまして、国の方としてはそういった市町村が責任を持つ仕組みも中に整えるというようなこ

とも言っておるわけでございます。その辺、これからどういうふうに推移するかということですから、よく注意をして見ておきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

今、愛西市でも行政改革のもとで公立保育園の民営化などが集中改革プランに盛り込まれておりますが、愛西市の私立保育園が10ヵ園もあり、公立保育園は4ヵ園しかありません。公立保育園が障害児や低所得者など入所できない子供たちのための受け皿となければならないと思います。公立保育園を民間委託するということは、私は許されることではないし、また、今、佐織保育園は佐織地区、八開地区で唯一の公立保育園でございます。ぜひ早急に、相当古い建物で、耐震調査を行っても必要がない、建て直さなければならない状況にあると思いますので、そういう点では早急に新築して耐震性の保育園に建てかえるべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

きのうも耐震診断の関係が出ておりましたんですけれども、私どもも近々に予算化をお願いして進めたいというふうに思っておりますので、その結果を見ながら、今後の方針は決めていきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

では、ぜひ建てかえ、新築して、本当に地震が起きた場合は大変な状況になって、子供たちが犠牲になるというような状況も生まれてくることのないように、ぜひお願いしたいと思います。

それから非常勤の保育士の問題ですが、19年度よりも多少20年度は改善をされてきましたけれども、まだ佐織保育園、また美和多保育園では非常勤の保育士が倍以上も正規よりも見えるという現実もありますし、せめて担任は常勤の保育士がきちんと担当していただくことが大切だと思いますが、見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

非常勤の人数でございますが、やはり今の多様な保育のニーズにこたえるために、例えば延長に対する保育士さんですとか、早出等に対する保育士さんとか、そういうことでいろいろ対応がありますので、どうしても人数的には多くなるわけでございますので、そこがすべて常勤職員が非常勤の職員に入れかわってしまうという、そういう状況ではないというふうに思っております。

私どもも、先日の質問にもお答えさせていただきましたように、非常勤の保育士さんにおきましても、勤続年数によって賃金を変化させたりですとか、ある保育園ではボーナスを支給したり研修をさせたりというようなことで、いろいろモチベーションを高めるような工夫もされておりますので、その辺はこの間も答弁させていただきましたように、私どもとしても保育に影響があるようなことになってはいけませんので、注意して見ておきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

担任はきちっと正規の保育士で当たるように、ぜひしていただきたいと思います。

それから次世代育成支援地域行動計画ですが、前期行動計画は合併前に四つの地区のアンケート調査の結果をまとめたもので、後期行動計画が愛西市としての本格的な行動計画には私はないと思うんですが、まずそういう点では、前期行動計画の結果をきちっとまとめ、そして広報やホームページで公表していくこと、そしてまた市民からの要望、声を聞いて計画を作成して、そして地域協議会ももっともっと広範囲な形で委員さんを募集をしまして設置していくということが子供の最善の利益の実現を基本とした次世代育成支援行動計画には大切なことだと考えますが、その点での見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回の行動計画の目標の設定に当たっては、やはり女性の就労の高まりを見据えて、そうした潜在的なニーズも含めなさいと、含めた目標値を定めなさいということになっております。やはり受け皿の質的、あるいは量的な確保が課題になっておるわけですが、その潜在的ニーズをどう把握するかというようなところもあるかと思いますが、私どもも国の指針等も示されるということも聞いておりますし、そういった説明会等も開かれることになると思いますので、そういったことを十分理解しながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

ですから公表は、一応結果については公表していただけるということですが、稲沢市では19年度行動計画実施状況ということで、毎年ホームページに掲載されておりました、私もいただきましたが、後期の行動計画の実施状況などをやはり毎年広報やホームページに掲載して、そして地域協議会、ぜひこれは立ち上げていただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

その辺のところもよく策定委員会の中で議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

今回、子育ての問題と斎場の問題で質問しましたがけれども、すごく、4年前に八木市長が子育て重視の政策を持たれて、そういった意味では次世代育成計画も大分進んで、サポートセンターや、また児童館の建設なども進めてこられました。ぜひ私は、本当に医療費については子供の命に係るということで、これからどんどん、派遣切りの問題は都市ばかりの問題じゃなくて、実際に今、愛西市の若い人たちが、本当に残業も減って、家をせっかく建てたけれどもお金が払えない状況にもなっています。そういった意味では一番何が問題だということでは、子供の健康と命を守ることが愛西市に課せられた問題でありますので、ぜひこの問題、医療費の問題、拡大をぜひしていただけるようお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

#### ○議長（加賀 博君）

これで26番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時10分再開いたします。お願いいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩前を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位10番の8番・田中秀彦議員の質問を許可いたします。

○8番（田中秀彦君）

質問通告書に従いまして、大項目3点質問をさせていただきます。

第1項目は21年度一般会計予算内容について、2項目は行政組織・機構の見直しについて、第3項目は市公用車の保有・利用状況をお尋ねいたしますという内容でございます。

まず第1に、21年度予算の重点施策は何であるということでございますが、21年度の一般会計予算は約189億円の計上であります。市長選挙があり、骨格予算であるとの説明であった。骨格予算とは、新規の施策を見送り、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成した予算であると聞かすが、骨格予算の中でも21年度の重点施策は何であるか。これはきのう榎本議員も御質問をされました。重複すると思いますが、改めてお尋ねをいたします。

次に、行財政改革への取り組みについてお尋ねをいたします。

政府がたびたび言うております100年に一度の世界同時不況と言える経済状況下で、国・県の税収は予想を超える減収が見込まれる状況であります。最近の経済状況を考えれば、2年ぐらひはこの不況が続くのではないかなと考えられ、それに伴う税収減が生ずると考えられます。愛西市として、税収減への対応策として具体的にどのような行財政改革に取り組むつもりか、また取り組んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

3点目、愛西市の臨時職員の雇用への取り組みについてでございますが、愛知県は自動車産業を中心に「日本一元気な地域」と言われていました。ところが、世界同時不況の状況下で急激な経済状況悪化に伴う輸出製造業は約半分ぐらひの生産状況であると聞いております。それに伴う2次、3次の産業、その下の零細企業においては、企業倒産の、あるいは企業存亡の危機にあるということでもあります。本市でも派遣切りやあるいはリストラ、企業倒産による失業者は少なからずいるのではないかなと考えられるわけですが、このような状況下、本市として取り組める範囲の臨時職員雇用などの施策が必要ではないのかなと思いますが、それへの取り組みをお尋ねしたいと思います。

次に大項目2点目、行政組織・機構の見直しについてでございますが、平成21年4月、今年4月より本市の行政組織・機構が見直しを実施することとなっております。今回見直しのポイントとしましては、先回の全協でもお示しされました、1.行政課題、市民ニーズに的確に対応するための組織がえ、2.効率的、合理的な行政運営を行う組織の改編、3.本課機能の充実に伴う組織がえ、上記3点の課題を達成する目的で実施することとありますが、本来の行政運営は住民が主体であります。住民への公共サービスや利便性につながる行政運営を行うことが自治体の課題であり、責務であると考えます。

また、一方、市民の一人ひとりが主体的に市に対し何の貢献ができるかも問われている時代

であると思います。行政と市民が一体となり、協力し合える体制づくりの構築が今後の行政運営には最も必要であり、重要な課題であると考えているところであります。

今回の3点の組織改革への取り組みのポイントに基づいて、この見直しによりお尋ねしたいのは、1. 職員の活性化、特にやる気でございますが、やる気が引き出せるのか、思い切った発想ができるのかということでございます。2. 住民のニーズやサービスにつながるか、また図れるかということでございます。それから3として、職員間の連携がスムーズに図れるのかということ。それから4としまして、行政と市民が協力し合える体制づくりができるのか、この4点を御質問したいと思います。

次に、大項目3点目の、市公用車の保有、あるいは利用状況についてお尋ねをいたします。

現在、市の公用車の保有台数については、まず、多数、市公用車は保有されておられると思いますが、まず1としまして、公用車の保有状況、総数でございます。それから2として種類別の台数、3としまして利用状況、4としまして年間の維持管理費、どれくらいかかるのかということ。それから、お願いできれば、合併時17年度の保有台数、19年度の保有台数もあわせてお聞きをいたしたいと思います。

次に、今後、公用車への取り組みについてでございますが、今後、本市の財政状況は厳しくなると予測できる今日の状況下、行財政改革の一つとして、公用車の無駄をなくし、できる限り公用車を少なくする努力が必要と考えるが、適正な公用車の保有管理のあり方について、今後どのような取り組みをされるか御質問をいたします。

壇上では以上大項目3点御質問いたします。あとは自席にてお伺いいたします。簡潔な答弁をお願いいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

まず最初に、新年度予算一般会計の主な主要施策の概要をお聞きでございますが、昨日、榎本議員にも部長がお答えをしておりますように、新年度は骨格予算ということで、目新しい施策はございませんが、重要な事業ということで御紹介をするならば、やはり継続事業で進めております勝幡駅前開発事業の継続、そしてまた教育施設の耐震工事の完了を目指しての事業、そのほかには子育て支援事業だとか防災ハザードマップの配布、こういったことで、新しい事業としてはこの6月補正予算で新規事業、また重要な施策の関係なども盛り込んでいく予定でございますけれども、当面、この当初予算では安心・安全なまちづくりをさらに進めていくための予算を計上したようなわけでございます。

そして二つ目に、行財政改革のことについてお尋ねでございますけれども、やはり最近の経済状況、先が見えないような混沌とした状況でございます。こういった状況は愛西市といたしましてもやはりそれなりの影響が出ておまして、22年度以降の税収につきましても、やはり減収が今見込まれておるところでございます。そういった中で財源を確保していくための行財政改革への取り組みのお尋ねでございますけれども、この関係も、きのう一部お答えをしておりますように、やはり収納対策の強化だとか、また補助金の見直し、使用料・手数料の適正化、

そしてまた職員の定員管理など、こういった総合的な見直しに今既に着手をしておりますけれども、さらに新年度からは、行政経営推進室を中心といたしまして、さらにこういったことに積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

次に3点目に、臨時職員雇用への取り組みはどうかというようなお尋ねがございました。この関係も全員協議会などで御説明をまいりましたが、この年末年始にかけまして、他市の状況、素早い対応などがマスコミで報道されておりました。そういったことを踏まえまして、本市といたしましても、この地域の雇用状況がどのようになっているのか、そういったことを把握してまいりまして、場合によっては二、三人の緊急雇用もしていこうと、そういった考えでございました。そうした中でこの海部地域の市町村の動向を私どもは見きわめてまいりました。要は対応を探ってきたわけでございますけれども、そういった中で、いずれも当時としては深刻な状況には至っていないと判断をいたしまして、結果的には緊急雇用につながってまいりませんでした。しかしながら、今後も経済状況だとか雇用情勢を見きわめながら、厳しい状況があって市の臨時職員として緊急雇用も対応しなければならないような必要性が生じたときには、それなりの対応を私どもも考えていきたいと思っております。当面はしばらく様子を見させていただきたい、そのように考えておるところでございます。

次に大きな質問項目の、行政組織・機構の見直しについてお尋ねでございます。

御指摘がございましたように、こういった組織を見直すに当たりましては、やはり住民サービスの低下を招かない、そういった大原則のもとに私どもも今進めておるところでございます。そういった中で4点ほど御質問がございましたので順次お答えをさせていただきますが、まず最初に、職員の活性化、やる気を引き出して、思い切った発想ができるのかというようなお尋ねでございました。

この問題も、組織の見直しばかりの問題ではなくて、やはり適材適所の人事交流だとか、また適正な勤務評価、そういった両面から考えなければならない問題ととらえておりまして、この4月で給与の是正調整も2年がかりでようやく完了をいたすことになりますので、これで職員に向けて、まずは第1段階の環境整備というか、人事管理と給与管理の面の環境が整うと、そのように感じているところでございます。

そういった中で、やる気をいかに引き出すか、これはなかなか難しい問題でございまして、要は職場のチームワーク、そういったものをいかに盛り上げられるようにするのか、それはやはり管理職である部課長の手腕にもかかっておりますので、そういったリーダーシップが発揮できるように私どもも指導をしていきたいと考えているところでございます。

また、斬新な発想を来すという点では、やはり職員の提案制度、こういったものも着実に今進めておりますので、そういった面からも提案制度が軌道に乗るように、職員の動きを期待しているところでございます。

次に、住民のニーズやサービス向上の利便性につながるような組織の見直しかというようなことでございます。今回の見直し以前に、この1年前に保健センターを二極化ということで統合してまいりました。このときには、やはりお客様の距離的な問題だとか、また電話の転送な

どで若干のトラブルとか苦情がございました。しかし、今になりますと、おかげさまで乳幼児健診などの状況を見ても、お母さん同士の話し合いも大勢の中でできるということで、いろんな情報交換もできるという御好評をいただいているような状況であることを申し添えさせていただきます。

そういった中で、今回、総合支所での対応が大きく変わってまいります。要は現場対応するようなことは本課で対応しようと、そういうようなことでございますので、この4年間の総合支所での対応になれてこられたお客様にとっては若干違和感が当初はあるかもしれませんが、しかし、そういった中でも現場対応を本課がスムーズに対応していけば、これはきっと住民のニーズにおこたえできるような組織の見直しにつながっていくものと考えておりますので、そういうふうになるように向けて取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

次に3点目に、職員間の連携がスムーズに図れるのかという御心配がございましたけれども、今回、部の統合を行います。市民生活部と保健部を統合いたします。そういった中で、やはりこの部では市民生活に直結した仕事を扱っておりますので、市民課の隣に保険年金課を持ってまいりまして、相互の交流がしやすくなるように、またお客様もそんなに動いていただかなくてもいいような、そういった配置も今回考えております。

そして、部と部との連携だとか、また部の中の課の相互の連携、そういったものなどにつきましても、やはり職員同士のコミュニケーションを深めていきたいと思います。連携がスムーズにいかない、そういうことは懸念しておりますので、そういった関係も含め、また総合支所の中の地域振興担当とこれから本課との連携、そういったものもスムーズにいくようなことをぜひ考えて私ども対応していきたいと、そのように考えております。

そして4点目に、行政と市民が協力し合える体制づくりができるのかという御指摘でございますが、この関係も、やはり行財政改革を進めておりますので、そういった中で行政への市民参加だとか、また住民の皆さんとの協働、そういった関係をより一層積極的に取り組めるように、先ほども言いましたが、行政経営推進室だとか総務課を中心に全庁挙げてこういった関係も取り組んでいきたいと思っております。

そういった中で、新年度からこの総代制の統合がほぼまとまるような状況になってまいりましたので、本格的なこの総代会の動きができるとなれば、やはり4地区間の均衡ある愛西市の一体的な行政運営、こういったものにもさらに一步前進することができるのではなかろうか、連携をもって進めることができるではなかろうかと思っておりますが、いずれにいたしましても、市民の皆さんの御協力や御理解がないことには、こういった組織の見直しだとか市の一体性、そういったものはなかなかはぐくめないと思っておりますので、さらにそういった関係、広報での啓発だとか、そういったことも力を入れていきたいと思っておりますのでございます。

以上申し上げまして、あとの公用車の関係につきましては総務部長から説明をさせていただきます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは公用車の関係についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、合併時の公用車の台数でございますけれど、17年4月1日現在で197台ございました。そのうち消防関係におきましては69台ございます。次に、平成19年3月1日現在の台数でございますけれど、191台でございます。そのうちの消防関係が67台ございまして、それで、今現在でございますけれど、本年の3月1日現在といたしましては165台となっております。その内訳といたしましては、消防関係が44台、あと市役所とか各庁舎等で行っておる台数が121台でございます。

二つ目の種類別の台数でございますけれども、市役所関係等の121台の内訳を述べさせていただきます。まず普通乗用車でございますけれども、10台ございます。普通貨物車ということで20台ございます。軽自動車におきましては71台。あとバスの関係でございますけれど11台。特殊自動車といたしまして、通常でいう8ナンバーの車が9台ございます。なお、バス11台の中には巡回バスとか、市民の皆様に乗っていただいております市有バスも含んでおります。

3点目の利用状況でございますけれど、バス以外におきましては、庁舎間の移動を初めいたします市内外への出張業務等でございます。

4点目の管理経費の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年の2月から本年1月末の経費で、消防も含めまして、全体では3,114万円ほどの経費がかかっておるわけでございます。その内訳といたしまして、市役所関係が2,030万円ほど、消防関係が1,084万円ほどでございます。その中で、市役所関係の燃料費とか詳細に述べさせていただきますけれども、市役所関係の2,030万円の内訳ということで御理解がいただきたいと存じます。燃料費といたしまして880万円、車検を含みます修繕料といたしまして558万円、検査手数料として80万円、あと自賠責保険で128万円、任意保険といたしまして256万円、重量税といたしまして128万円ほどでございます。

次に、公用車の関係の2点目の、今後どのように取り組むのかというような御質問でございますけれども、議員も御存じのように、町村時代の車を合併時にはすべて愛西市に承継をいたしておりまして、先ほど御答弁をさせていただきましたように、順次、使用年数等で、老朽化をしたものとか一部不要になったものにおいては廃車手続を済ましてきております。

今後どうするかとの御質問でございますけれども、分庁方式を採用しております愛西市におきましては、庁舎が4庁舎に分散をしている現状からいたしまして、この公用車といたしましては庁舎間の交通手段には必要不可欠なものということで認識をいたしておるわけでございます。しかしながら、年数的にもかなり経過している公用車もあるわけでございます。事務事業の見直しのときとか、また公用車の更新時などには慎重に対応していかなければならないということを考えております。

なお、ちょっと答弁漏れがございまして、先ほどの公用車の保有状況の中で、21年の本年の3月1日現在165台というようなことを申し上げましたが、維持管理経費は昨年の2月からここの1月というようなことで、管理経費の中で、実は消防が4月に統廃合されたことによりまして、積載車等が25台、各分団から引き揚げしております。そういうような中で、管理経費の中には25台は引き揚げしておりますので入っておりませんことを申し添えさせていただきます。

以上で私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○8番（田中秀彦君）

それでは再質問をさせていただきます。

21年度予算の重点施策は何であるかということで副市長から答弁がございましたが、榎本議員がきのう質問された、勝幡駅前とか、小・中学校の耐震とか、ファミリー・サポート・センターとか、そんなような御答弁でございました。それで一つお尋ねしたいのは、繰越明許費の中におきまして、20年度の予算の繰越明許費でございますが、その中の総合斎苑建設事業5億4,025万円、これが当然21年度事業に繰り越しておるわけでございます。当然これも大きな重要な事業になると考えておるわけですが、これは当然21年度の継続事業として大きな最重要課題ではないのかなと思っております。先ほども宮本議員が質問の中において、現在、農振除外の申請が県へ進達されておると。そして1件、県の方に異議申し立てがあつて、多少おくれる様相があるというお話でございますが、合併特例債を活用した総合斎苑事業は、愛西市の市民にとって一度はお世話にならないければならない場所であります。人生において終えんの場所として、関係者が集い見送れる総合斎苑というのは私はぜひ必要であると考えております。ですから、これは答弁は結構です、要りませんが、そういう市民の要望もあると、多数私はあると思いますから、ぜひとも進めて実施していただきたいと、このように思っております。

次に、暗い話ばかり言っておってもいけません。明るい何かないのかなということで予算の中で探しておりましたら、これも繰越明許費の中に、難しい言葉で言いましたら地域情報通信基盤整備推進事業補助金交付事業、簡単に言いますと立田・八開地区のケーブルテレビの幹線工事、これの予算認可がされまして国庫予算がおりたということで、ちょっと確認をいたしますが、21年末で工事を完了ということでございますか。それとも21年度末でその幹線工事を完了ということでございますか。

○企画部長（石原 光君）

ケーブルテレビの御質問でございますが、これは以前議案質疑の中でもお答えをしておりますように、一応、西尾張ケーブルテレビ会社の方と今詰めておりますけれども、ことしの12月ごろまでには幹線整備の工事を完了したいと、現時点ではそんなような話を聞いております。

○8番（田中秀彦君）

要するに21年の12月ぐらいまでに幹線工事が終わるという予定であると。そうしましたら、地デジその他の対応もできるのではないかなと思います。

それから、ここの当初予算案の主要施策というところで、少しでも明るい何かないのかなと探しておりましたら、緑の基本計画策定、あるいは介護予防事業、あるいはまた住宅の太陽光の設置補助、それから特別支援教室支援員の配置事業とか、こんなような、少しでも前向きな施策があるなあということは感じたわけでございます。ただし、副市長も答弁がありましたように、政策的予算というのは6月議会でお示しをするということでございますから、この件はここにとどめさせていただきます。

次に、行財政改革の取り組みについてでございますが、これは大項目の2点目の質問の内容

と重複いたします。ですから、2点目の行政組織・機構の見直しについてということで再質問させていただきたいと思いますが、答弁におきましては、職員の活性化、やる気は引き出せるのかということに対しては、適材適所で勤務評定などを行うとか、あるいは住民のニーズ、るるお答えがございました。ですが、要するにこの組織改革によって、私が懸念しますのは、この3のポイント、改革のポイントに書いてあります、総合支所地域振興課の事務を各事務所管する本課に集約しますということは、地域振興課を本課の方へ、いわゆるなくして、そして本課の方に集約いたしますということになりますと、地域の方々と行政とのつながりといいますか、接点が遠くなるのではないのかなあと懸念するわけですが、その点はどのような対応をされるのかお聞きをいたします。

○副市長（山田信行君）

従来、総合支所の中にございます地域振興担当を全くなくすということではなくて、きのうもお答えしておりますように、少なくとも1人、あるいは2人を残すということで、地域振興担当に属するような窓口業務だとか書類の取り次ぎ、そういったものは従来と変わりなく進めさせていただきます。それで今御指摘のありましたように、現場へ走るのは、やはり本課からそれなりの知識を持った者がスピーディーに対応した方が、結果的には住民の皆さんの期待にこたえられるのではなからうか、そういうことでの取り組みでございまして、その場合でも総合支所の方へ連絡が入ったものをきちんと正確に本課の方へ連絡するとかつなげるとか、そういったことは当然のこととございまして、支所と本課との連携体制は従来同様にきちんとやっていきたい。そういうことで、市民の皆さんには御迷惑のかからないような体制をきちんと構築していきたいと考えておるところでございます。

○8番（田中秀彦君）

そうしますと、全く地域振興課の配置はなくするんじゃないなくて、1名ないし2名は各所に残すということによろしいわけですか。はい、承知しました。

それから、私はかねがね思っております、行政と市民とがやはりお互いに助け合うということが非常に必要な時代になっておりますが、それに対しての方法、方策というのは具体的に持ち合わせてみえるのかどうか、もう一遍お尋ねをいたします。

○副市長（山田信行君）

やはりこういった関係、これからの行政を進めていく上では、行政だけではやはり限界のあることもございますので、市民の皆さんとの協働体制で臨むようなこともございます。その一つといいますか、既に取り組んでおるのが防災に対する自主防災づくりだとか、コミュニティ活動での地域の連携を得て、それが行政にも何らかの形でいい面ではね返ってくるだとか、そういった関係、当然、従来でもそういった組織がございましたので、今後もそういった地域の組織づくりだとか、そういった関係は育成を図っていききたいと、そのように考えておるところでございます。そういったことをもって地域との協力体制をきちんと築き上げていきたいと考えているところでございます。

○8番（田中秀彦君）

ぜひ、それは、協力体制を構築し進めていただかなければ行政の運営は今後成り立っていかないというふうに思いますから、ぜひそのような構築をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、基金残高のことでちょっとお尋ねいたしますが、財政部長、地域づくり振興基金、20億、合併特例債で積み立てられましたわけですが、これの目的といいますか使用条件、いわゆる積み立てが完了しておるわけなんです、要するに用途、いつまでにどういう目的で使わなければいけないのかという条件があるのかないのか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

地域づくり振興基金の関係についてのお尋ねでございますけれども、これはもう既に過去2年間で10億、10億で20億。それから昨年12月に御議決をいただきまして8億5,000万、そこで積むことについて御了解をいただいておりますので、20年度末におきましては28億5,000万という基金の積み立てがあるわけでございますが、これは以前にもそういった御質問に対してお答えをしておりますけれども、基金条例というものがございまして、その中にこの基金の目的というものが明記されております。それは、いわゆる市のまちづくりの一体感の醸成に使用しますよと。いわゆるまちづくりについての資金、原資ということで使用しますよという文言が条例に規定してありますので、その条例に沿った形で今後そういったものを充当していきたいと。ただ期限的なものについてはそこまでうたってございませんので、今後いろんな事業に何を充当すべきかということは今後よくよく考えていきたいというふうに思っています。

#### ○8番（田中秀彦君）

そうしますと、現時点では28億5,000万円が基金として積み立ててあるけれども、用途については今後考えると。ただ、期限は定めてありませんという答弁でありましたが、せっかくの基金であります、例えば組織・機構改革のときに、観光課というような考え方はなかったんですかお聞きしたいと思うんですが、なぜかと申しますと、愛西市が合併して4年になりました。ですが、一体感を醸成するような施策、あるいは一体感を醸成するような祭りとか施策というのがとってありません。それから愛西市の歴史マップとか、そのようなものも配布されておりますが、それに対する取り組みも現実にされておらないわけです。ですから、観光課というのが必要ではないのかなあと私は思っておりますが、この観光課の組織についてのお考えはどのようなお考えがあるのかお尋ねをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

いい御提案をいただいておりますけれども、やはりこの観光課をつくる以前に、観光協会の設立だとか、また今現在も津島市とも連携を組んでそういった観光事業に取り組んでいる部分がございます。要は、現時点では観光課を設けるに至るような事業内容がまだ私もそこまでには至っていないと、そのように判断して、今回のこの基金に関連しても、観光課の設立ということはまた想定外のことではございました。とはいえ、観光事業にも力を入れていかなければならない事業でございますので、今後もこの津島市とか弥富市などとも連携を持っ

て、こういった事業に取り組めるようなことを考えていきたいとは思っております。

○8番（田中秀彦君）

それは、津島市においても、蟹江町においても、行政と観光協会とかそういうのが一体となっていていろいろなイベントとか催し物をやっております。ウサギとカメで、観光課の設立が早いのか観光協会の設立が早いのか私もわかりませんが、どちらにしましても、そういう一体感を醸成する方法が必要ではないのかなということを思いますし、そうしましたらもう一遍お尋ねしますと、観光協会というのはこれは任意の民間団体で、設立せよという趣旨でございますか。

○副市長（山田信行君）

観光に関する仕事というのは、今、私どもの組織の中でいえば経済課の中にそういった係がございますので、ここが中心になりまして、今、津島市とも連携をとりまして観光事業に取り組んでいるところでございます。要は、協会がどこかといえば、民間の団体でございますので、そういった育成に向けて、商工会だとかそういうところとの連携も当然必要になってまいります。私、先ほども観光の目玉にするようなものはあまりないと申し上げましたが、今あるとするならば、津島天王祭りに参画するような市江車の関係だとか、またハスの関係、そういったものとか水郷地帯の特色、そういったものをこれからの観光の売り物にしていかなければならないと考えておりますので、そういったものを協会の育成だとかそういうことに向けまして取り組んでいきたいと考えています。

○8番（田中秀彦君）

決して私はないことはないんじゃないかなと思います。といいますのは、ハス田の花が咲いたときの催しにつきましても、遠くの方からも大勢一定期間見に見えます。それから閘門というような歴史的にも非常にあるような施設もございます。それから横井也有というような俳人、そんなのもありますし、水鶏塚とか、いろんなマップにございました。そういうようなものを、例えば津島市、あるいは蟹江町なんかでも実施しております、ガイドボランティアというような方が歴史・文化を勉強して、そして見えた方に案内をするというようなことを現実に実施しております。ですから、そのような方法をぼちぼち考えていただかなければいかんのかなと思っております。ぜひそういうことの取り組みへの前向きな考えをお願いしたいと思えます。

次に職員の、これはやる気ということでもう一遍、これは私のちょっととつぴな提案かもしれませんが、財政破綻が現実になりました夕張市へ職員の派遣をすれば、実際に派遣をすればその内容がわかるのではないかと。そうしたら、一定期間、これは行かれるか行かれんか、募集要項とかどういうふう to 実施されるのかわかりませんが、その実態がわかるのではないかと思うわけですから、これはとつぴな考えかもしれませんが、全国においては自治体がやられておるところもあります。ですから、そういう自治体も実際に勉強して、そしてこうなんだということを伝えていただく必要もあるのではないのかなと思いますが、どんなようなお考えですか。

○副市長（山田信行君）

まずは結論を先に申し上げるならば、夕張市への派遣は現時点では考えてございません。既に私どもの職員も、合併して４年間、地域の違うところの一体性に向けて苦勞することだとか、また財政状況も愛西市はそんなに裕福な状況ではございません。そういった中でいかに経費を節約して効果を上げるか、費用対効果の関係とかでこの４年間職員は苦勞しておりまして、夕張市に行ったときと同じようなつらい経験とか苦勞もやってきたと思っておりますので、この時点ではそういった派遣は考えてはございません。

#### ○８番（田中秀彦君）

むべからんことかなあとと思いますが、いずれにしても、今まで約４年間、合併に際していろいろ職員の方も、垣根があったこと、その他いろんな御苦勞をなさったということは私も重々わかります。ですからあえてそれ以上は申しませんが、そんなことも、本当の意識改革、職員の意識改革においては私は必要ではないのかなと思って言ったわけでございます。

次に、最後になりますが、公用車の問題でございますが、保有台数は、お聞きしたところによりますと、合併当初は197台であったと。それが19年には191台になり、それから現時点においては165台ということで順次減っておるわけですが、その中に25台という、いわゆる消防団の統廃合による25台の減というのが含まれておるわけでございます。そうしますと、実質的な市の削減としては、165から25足しますと190、あまり実際の公用車としては減っていないというふうに考えるわけなんです、これは4庁舎形式でやっているわけですから、交通の手段、伝達事項その他でやむを得ないのかなあとと思いますが、さらに無駄とかそういうことがないのかなということをどのようにお考えになってみえるのか、御答弁をお願いします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

この公用車の関係でございますけれど、現在は基本的には各部署ごとに配置しております。なお、乗用車の中で通常で言うワゴン車におきましては課には配属をいたしておりません。といいますのは、例えば課の団体等の関係で10人未満のものにおいてはそのようなワゴン車の利用も考えておりますし、また通常で言う黒のクラウンでございますけれど、クラウンにつきましては、基本は市長さんの車、それから議会の車、あとはその他公職者の関係で1台保管をしておるということで、その1台においては一般に言う共有という形でやっておるわけでございます。そういうような中で、今後においても、特にトラック等においては一部本当に老朽化してきておるものもございますので、冒頭でも答弁させていただきましたように、要は要るか要らんかははっきり見きわめた上での更新なり廃車ということを考えていきたいと、このように考えておる次第でございます。

#### ○８番（田中秀彦君）

12時で終わる予定でございますのであと1問か2問だと思いますが、部長答弁のとおり、本当に各部課において要るのか要らないのかということをよく考えて、必要であれば導入する、必要なければ買わないと、更新をしないということが必要であろうと思います。これは会社においても個人のうちにおいても同じことではないのかなと思いますから、ありきではなくて、本当に必要性があるのかどうかということを考えて更新なり導入をしていただきたいというこ

とを思います。

最後に、いろいろ質問させていただきましたが、特に、非常に経済情勢が正直な話悪くなっております、副市長の答弁でございましたら、昨年の暮れ、二、三人、一度、臨時職員でも雇用を考えたというような御答弁もございました。これはまだ恐らく3月末には悪くなるんじゃないかと思えますから、近隣市町村に相談することではなくて、愛西市独自でひとつ考えるべきことは考えて、導入できるものであれば導入できる範囲で、予算の許す範囲で考えたかどうかと思いますが、最後に一遍御答弁をお願いいたします。

○副市長（山田信行君）

御指摘のとおり、この地域の経済状況とか雇用状況を眺めまして、必要であればそういった対応をしていきたいと考えております。

○8番（田中秀彦君）

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これで8番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩にとらせていただきます。再開は1時30分再開といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位11番の2番・鷺野聡明議員の質問を許可いたします。

○2番（鷺野聡明君）

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして3点の質問をいたします。まず、第1点目としてはふるさと納税の取り組みについて、2点目として国際交流協会設立の考えについて、3点目としては犯罪発生急増の対策についてであります。

平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。都道府県、市区町村に対する寄附金税制の大幅な拡大のねらいは、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、都道府県、市区町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充された。また、この制度は、ふるさとのみならず、応援したい自治体等も含まれております。寄附金のうち5,000円を超えた分が住んでいる自治体に納める地方税の個人住民税と国税の所得税から軽減される。控除額は収入や世帯構成に応じて上限が設けられております。昨年の夏以降、自治体に寄附すると住民税などが控除されるふるさと納税制度の利用がかなり広がってきている。キャラクターや地元産品の特典を活用したPRのほか、不利と見られた都市部の積極性も目立っている。出身者のほかにも地域の応援団から多くの寄附を集める自治体がふえてきた。そこで、愛西市のふるさと納税制度の取り組み状況と実績について尋ねます。

次に、世界景気の急ブレーキが入った今日、自治体間での知恵比べ、競争となっておりますが、我が市は勝っていけるのか尋ねます。財政力の乏しい愛西市は、新規財源確保、ふるさと納税等拡大が急務となっています。他市との知恵比べ、競争に勝ちに行くためには、市職員一丸となって創意工夫が必要かと思います。また、一つの部・課だけでなく、横の連携がより重要となります。

そこで①として、幅広く各部、全職員から知恵、アイデアを無記名で募ったらどうか。②として、アンテナを高くして、さらに先進地の自治体に積極的に学んだらどうか。それぞれ尋ねます。

次に、２点目の国際交流協会設立の考えについてであります。

近年、愛西市の商工業者においても、貿易業務等にて海外へ出張される方が随分多いと聞いています。また、先般も中日新聞に「空手の心 中国に“お里帰り”」というタイトルにて大きく報じられ、愛西市として明るいニュースであった。これまでに10回以上も中国に渡り、中国の大学にて空手の形や組み手の基本を教えてきたほか、北京大学OBを約３ヵ月受け入れ、空手のわざと心をみっちり教え込んだと報じられている。当市は、サクラメント交流事業、外国語図書購入事業、愛知万博以降のフレンドシップ継承事業、外国語版ホームページ作成等を進めており、下地はできつつあるのではないかと。あらゆる面でグローバル化した現在、国際交流協会及び観光協会等の設立は重要かと思うが、方針についてお尋ねをいたします。

次に、３点目の犯罪発生急増の対策についてであります。

昨年の津島警察署管内の犯罪発生状況は、大きく増大している。愛西市内においても、忍び込み、空き巣等が特に多発している。自分の身は自分で守るのが基本ではあるが、行政による地域犯罪への備え、犯罪対策の強化に期待をしたい。そこで、４月より新設される安全対策課の方針、施策について尋ねます。

また、自主防犯組織（防犯パトロール隊）の地区別発足状況はどのようなになっているか、質問します。

以上、あとは自席にて再質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からはふるさと納税制度についての取り組みについてお答えをさせていただきます。

このふるさと納税制度というのは、議員が壇上で申されましたように、昨年の６月議会におきまして寄附金控除の御議決をいただいておりますところでございます。それで、取り組みについてでございますけれど、私ども、６月議会でお認めをいただきました後に、広報の８月号におきまして寄附金控除についての内容について広報掲載したところでございます。

それで実績についてのお尋ねでございますけれど、この制度におきましては21年度からの適用ということでございます。現在、確定申告の受け付け期間中でございますので、現時点では把握することができませんので、お許しがいただきたいと存じます。

#### ○企画部長（石原 光君）

では2点目の、職員のアイデア、先進地を積極的に学んだらどうだという御質問をいただいております。

まずこの財源の関係でございますけれども、この歳入財源をいかに確保するか。これはこの愛西市にとって持続可能な財政運営を図る上において、やはり私は市に課せられた大きな課題であると、重要な課題であるという認識を持っております。それで、以前にも議員からその自主財源の確保について、取り組みについていろいろ御提案もいただいております。いわゆる遊休資産の活用、あるいは有料広告の必要性などについて御提案をいただいております。有料広告については現在事業化をしておるといふ現状でもございます。

それで、御提案をいただいた職員のアイデアの関係でございますけれども、これは午前中の田中議員にも副市長からお答えをしておりますように、職員の提案制度というものを21年度から取り組んでいきたいと。この要綱的なものも一応整備に向けて準備が整っておりますので、そういった幅広い分野の中でいろんな職員からアイデアを募って、意識改革も含めてそういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、アンテナを高くして先進地に積極的に学んだらどうだ、おっしゃるとおりでございます。インターネットの普及で、いわゆる各自治体の情報が今瞬時に収集できますので、これは現在でもそれぞれ事務事業の内容によっては先進市の事例をその事務事業の中に取り組んでいるものもございますので、そういった中で、市のまちづくりを推進する上においても、職員それぞれがそういった認識のもとに今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

それから国際交流の関係でございますが、設立の考えはという御質問をいただいております。現在、議員の方からもお話がございましたように、本市ではサクラメント市への派遣交流事業と、それからフレンドシップ継承交付金を活用したいいわゆる外国語図書購入事業とか、それから外国版ホームページの作成等、それぞれ個々に進めてはおりますけれども、いわゆる確固たる国際交流のあり方を市として現在確立したものではございません。事実そういったものには取り組んでおりますけれども、確固たるもので確立した状況にはなっておりません。しかし、本市といたしましても、国際交流協会という組織は、当然、国際交流事業を実施するに当たりまして非常に重要であるという考えでおります。その事業の拠点が国際交流協会にあるということも当然認識も持っております。そういった状況を踏まえて、市といたしましては当然国際交流の設立というのは重要であるという認識も持っておりまして、それに変わりはございません。近隣の自治体の状況も企画課の方でいろいろ情報を収集しておりますけれども、この設立に向けては、やはり他の市の状況、自治体の状況をよく踏まえた中で、しばらくといいますか、勉強させていただく期間をいただきたいと、このように考えております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、犯罪の発生件数、施策についてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたように、まず津島署管内でいきますと、4,285件の住宅対象の侵入盗が発生をいたしております。また、愛西市におきましては817件の犯罪が起きておる中で、135件が忍び込みとか空き巣といった住宅侵入盗ということで、本当にふえてきているということで

ございます。また、犯罪の発生件数につきましては、愛知県についても増加傾向ということでございます。

それで、愛西市といたしましては、夜間を明るく見通しのよい環境づくりというのを主眼に置きまして、毎年、防犯灯の設置を進めてまいりましたし、今後も継続的に防犯灯の設置を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、そのような中の環境づくりといたしまして、「地域の目」というのが最も重要であるというようなことも認識をしております。市民の皆様一人ひとりが防犯意識の高揚を図っていただくためにも、毎年11月23日には「安心安全なまちづくり市民大会」も開催をいたしております。そのほかには、年末には防犯協会の役員さん方の御協力をいただきまして、佐屋・佐織地区にございます大型スーパーで来店者の皆様方に啓発活動も行っておりまして、また巡回バスのバスの中で高齢者を対象にいたしました振り込み詐欺の関係、そういうようなテープも流して、高齢者の方に注意等促してきたわけでございます。それで、この4月からではございますけれども安全対策課の設置を計画いたしております。愛西市が安全で安心して暮らせるまちを目指しまして、今まで総務課で行ってきました事業を礎といたしまして、より効果的な事業実施に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、地域の皆様方の御理解というのが一番不可欠でございますし、何分、市民の皆様方の御協力というのが一番大切でございます。お互いにみんなの力をおかりしまして、安心して安全な愛西市ができますよう頑張っておりたいという所存でございます。

次に、自主防犯組織の地区別の発足状況の関係でございますけれども、この関係につきましては「見守り隊」というような言葉が言われておるわけでございますけれども、市内の小・中学生が登下校いたしますときに安全で安心して登校ができますよう、市民の皆様方の温かい善意のもとに防犯活動を行っていただけることというのは、大変ありがたく思っております次第でございます。

地区ごとの状況でございますけれども、佐屋地区におきましては12組織でございます。立田地区におきましては2組織、八開地区におきましては4組織、佐織地区におきましては6組織、合わせまして24組織あるわけでございます。そのほかに愛西市一本で市内全域を活動範囲とされてございます婦人会の皆さんもございますので、25組織で皆様方に守っていただけるということでございます。以上でございます。

## ○2番（鷺野聡明君）

それでは1点ずつ再質問させていただきます。

今、総務部長の方からふるさと納税関係の寄附に関する条例が昨年6月議会で決定になったということで、それ以降、実績等は特につかんでいないということのようでございますが、つかんでいないのではなく、つかめていないということではないのでしょうか。近隣他市のホームページを開いてみますと、トップページに「ふるさと弥富応援寄附金」、同じくトップページに「ふるさと津島応援寄附金」、同じくトップページに「ふるさと納税一宮応援基金」、稲沢も同じです。また、近隣の町村でも、蟹江町トップページ、七宝町トップページ、大治町トッ

ブページ、それぞれ応援寄附金への要請の案内が出ています。私も時々愛西市のホームページをよく見るわけでございますが、なぜか愛西市はトップページに、ぜひふるさと応援をしてほしいというようなこまが出てこないという状況かと思います。たしか愛西市の職員が五百数十人、すべての方がノートパソコンも持ってみえると思いますし、机の前には各市町村のホームページも見えるかと思うわけでございますが、実際、愛西市役所職員のパソコン台数はどのぐらい、概略でいいですけれども、ありますか。

また、職員が日ごろ、愛西市または隣接のホームページも見てみえる人はどのぐらいあるのか、これはつかんでみえるのかつかんでみえないのかお尋ねをいたします。

そして、積極的にPRがされていないというふうに私は判断しておるわけでございますが、ふるさと納税ということでございますが、税務課だけでなく、この件につきまして感想を、財政課長、企画課長、税務課長にそれぞれコメントをお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それぞれ担当課長のコメントにつきましては、財政課長が出席をしておりますので後ほどお答えをさせていただきますけれども、まず前段のパソコンの関係ですね。今、五百三十数名おりますけれども、1人1台パソコンということで、それぞれが卓上のパソコンを1台パソコンということで皆それぞれ持っております。どれだけの職員がそのホームページを見ているか、ちょっとそれは申しわけありません、データの的といいますか、そういったものを持ち合わせておりませんので、いずれにしましても、先ほどちょっと私が申し上げた関連のお答えになるかもわかりませんが、やはり絶えずそういった他市のそういったホームページ、あるいは先進例というのは必要に応じて職員がそれぞれの立場でそれぞれの考えの中でそういうものを活用しているというような理解でおります。

#### ○財政課長（大鹿剛史君）

議員御指摘のとおり、このふるさと納税に関する寄附という部分で、これを自主財源の確保という視点で愛西市が外向けに対して取り組みはいかななものかと言われると、現時点、ホームページ、御指摘のとおり何らそういったアップをしておりません。この点に関しましては、税務課の方と、今、寄附を現金で扱っております財政課、この部分で協議をして、今後検討させていただきたいと思っております。

ただ、1点、私ども、昨年の3月議会で寄附金条例というものを議会でお認めをいただきました。19年6月、村上議員さんからの御意見もお伺いし、市民参加の一角として御寄附をしていただく方のお気持ちをどういうふうに反映するか、それを条例化していくと。この時点で自主財源確保というよりは、市民参加の協働参画と、そういった視点で寄附金条例を制定いたしました。その直後にこういった国からのふるさと納税制度、これをどうやってすり合わせていくかという部分で非常に迷った部分も事実でございます。

現時点で、総務部長の方から実績の関係、ふるさと納税に関しては当然申告に基づかないとわからない内容でございますが、愛西市の寄附金条例に基づいた、20年度、寄附が本日現在で187万8,335円、それだけの御寄附をいただいております。これが20年度の実績です。合併して

17年から本日現在までで寄附はトータルで1,598万5,747円、これだけの御寄附をいただいております。そして20年度の寄附に関しましては、この5月以降、ホームページの方に、条例に基づきましてその使途、こういったものに充当していくか、そういったものを掲載していくつもりでありますし、ただ、この御寄附をいただいた方、個人さん、団体さんもそれぞれありますが、この方々が果たしてふるさと納税の寄附金控除を受けられるのかどうかということは、正直、私どももわかっておりません。そして一方で、今、確定申告中でございますが、多分この6月近くになれば、愛西市の市民の方の寄附金控除の金額が出てまいります。それが外に対してなされたものか、愛西市には今187万ほど出ておりますけれども、他の愛西市以外のところに寄附された方々でふるさと納税の寄附金控除を受けられた方の実績というものが出てまいります。そういったものをまた見ながら、市としてどういう対応をしていくか、これは税務課とともに私ども市全体として考えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○2番（鷺野聡明君）

先般、津島市さんの件が大きく新聞に取り上げられていました。「ふるさとつしま頑張れ、応援寄附金好調。昨年末までに576万円」ということで、積極的に打って出られています。私も津島市の税務担当課長さんの方へお邪魔しましたら、非常に積極的に取り組んでみえました。「ふるさとつしま応援寄附金、ふるさと納税に御協力ください」という立派なパンフレット、趣旨と、こういったところに使ってもいいのかとか、ふるさと納税をするにはどういうやり方があるか、また名前は匿名か、あるいは名前を上げてもいいのかというようなことですね。また記入例等もつけて立派なパンフレット等もつけてございます。そして、課長さんいわく、津島市の幹部会議の中で積極的に発信してみえるということを言ってみえました。財政課長よりPR、要請をされているそうであります。津島市役所の職員で津島市以外に在住されている方には、ふるさと納税、寄附等、積極的にPRされ、また現実に実績も上がっているということを知りました。津島市の職員の中には相当多くの津島市以外の在住者も見えるということで、津島市役所に勤務してみえるんですから、できましたら津島市役所へ寄附してくださいということを暗に言おうとしてみえる課長さんではないかなというふうに私は感じました。

また、ふるさと納税制度がスタートしたということは、プラス要因ばかりではなくマイナス要因の場合も実に多いということでもあります。愛西市民が他市へ寄附されるケースが出てくることにもなる。昨年の確定申告はこの3月16日までとなっておりますが、愛西市へ入るべき市税がどれほど他市へ流れたのか、また心配であります。ふるさと納税制度への対策が早急に必要かと思いますが、さらに今後の考えについて再質問いたします。

## ○財政課長（大鹿剛史君）

今、鷺野議員さんがおっしゃられたとおり、このふるさと納税制度の制度、もろ刃の剣でございます。先ほど私が申し上げました、6月ぐらいになればことしの確定申告の中身が出てくると。これは津島市さんも同じだと思います。外に対してどれだけ寄附金控除で流れていって、税収が下がっていくのか、そしてもらった金額とどうなのかと、こういった点、ある意味

でいえば限られた地方税というパイの取り合いになっておると。そうした視点で自主財源という部分でいけば、積極的に出るべきだという御意見はごもっともだと思っております。ただ、このふるさと納税という部分、何に対して募集をかけていくのか。そもそも寄附という行為というのは、ふるさとを思う気持ち、善意のあらわれだと思っております。確かに、特に過疎の地域とかそういうところは地元の特産品を使ったりキャラクターを使ったりという御指摘のとおり、まちおこしの一環という部分での施策も打っております。私ども愛西市として、どういう部分に今後力を入れていくか。そもそも魅力ある地域、ふるさとでなければ、何をやっても寄附という善意のあらわれはないのではないかと。まずきちんとした愛西市という地域づくりというものに力を入れていく。それが、ひいてはこういったふるさと納税という一つの制度にもつながっていくのではないかと、そのようには考えております。

重ねて、先ほどの事務手続的な部分、これは、寄附金条例はすべてふるさと納税の控除の様式に沿うように私どもの方の整理はできておりますので、ホームページ等のアップは早急に考えていきたいと、そのように考えております。以上です。

## ○2番（鷲野聡明君）

早急に、愛西市民のみならず全国からのアピールといえますか、そういったこともあわせて、早急に善処願いたいというふうに要望しておきます。

また、津島市さんへ勉強させていただきに行ったときに、税の納付書の封筒にコマーシャルを入れているというふうに聞きました。実際、現物を見せていただきまして、コピーをいただきました。これには津島市さんの地元の楽器店さんのコマーシャルでございまして、平成20年度の納付書6万部を印刷したけれども、既に使い切ったというふうに聞きました。一部1円の費用をいただいて、全部で6万円だそうです。そのうち何%かは広告代理店にお支払いをしていますというようなことをお聞きしました。こういった、税務課さんの仕事になるのか、どこの仕事になるのかはわかりませんが、たとえ数万円といえども、こうした機会、チャンスがありましたら、ぜひ取り入れるべきではないかなあということを思います。それについてのお考えをお尋ねします。

## ○総務部長（水谷洋治君）

この封筒の関係でございますけれど、今、議員から御提案がありました。愛西市におきましては納税用の納付書の封筒というところまではまだやっておりませんが、市民の皆様方にお配りする、例えば市の窓口において戸籍とかそういうようなところにおいては広告入りの封筒については既に着手をしておるところでございまして、今もやっておりますが、税等の関係につきましては、今後よく内部で検討してみたい、そのようなことでお許しがいただきたいと存じます。

## ○2番（鷲野聡明君）

ふるさと納税及び各種コマーシャル等については、前向きに着実に進めていただきたいということを申し上げます。

続きまして、平成21年2月1日現在ですけれども、在日外国人、愛西市内に見える外国人、

第1位が中国242人、2位がブラジル133人、3位が韓国99人、4位がフィリピン73人等々、外国人の数は633人とふえてきており、国際交流協会等が中心になったこうした外国人の方々への各種サポートということも今後早急に必要となってくるのではないかなということでお尋ねをしたいと思います。国際交流協会という名前ですが、いろんな役割があろうかと思っていますので、ぜひ、準備委員会といいますか、そういった体制が一步でも前へ進められるような形で要望しておるわけですが、この考えについて市長さんの御答弁をお願いいたします。

○市長（八木忠男君）

国際交流協会、あるいは観光協会なども前向きに検討してまいりたいと思っております。

○2番（鷲野聡明君）

国際交流協会、また観光協会、前向きに検討しますということで、市長さんのおっしゃられる内容を信じまして、ぜひ、いきなり大きな予算とはいきませんが、少しでも予算化していただいて、前へ前進していただきたいなということを申し上げます。

続きまして、犯罪発生急増の対策はの件でございます。我々団塊の世代も含めまして、何か地域に役に立ちたいと思う人は少なからずおられると思います。愛西市内には消防団とか商工会、婦人会、PTA、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等々、いろんな団体もございます。そして一般の市民、広く市民に向けて防災ボランティアの募集を進めたらどうかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

防災ボランティアの関係でございますけれど、防災においては既に一部結成をされておるということで理解しております。防犯においても、今、先ほど報告をさせていただきました各地区に組織がされておまして、また地域によってはこういうことをやりたいんだけどどんなものだろうと、一度、職員が説明してくれないかというような意見をいただいておりますので、そういうようなところの行為においては、私どもとしても温かく、また誠意を持って対応し説明し、立ち上げについて御協力がいただけたらなあと、そのようなことで思っております。

○2番（鷲野聡明君）

犯罪も、全国的な不景気ということに伴いまして、さらにふえるのではないかなあということを危惧いたしております。特に健康のために、最近特にウォーキングといいますか、散歩してみえる方等々大変多く見受けられますが、そういった方に黄色い防犯のアノラック等を着て散歩していただくとか、いろんなことを工夫していただいて、市民に大きな負担をかけないような形で防犯に協力していただける方を、ぜひ今後検討といいますか、募っていただきたいなあという希望を申し添えさせていただきます。

以上、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで2番議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をとります。再開は2時15分から再開いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位12番の24番・加藤敏彦議員の質問を許可いたします。

○24番（加藤敏彦君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

きょうの一般質問は5項目について質問をさせていただきます。一つ目は自治基本条例の制定について、二つ目には障害者自動車燃料費補助について、三つ目は全国学力テストについて、四つ目はPFIの問題点について、五つ目は青塚駅トイレの設置についてであります。

第1項目め、自治基本条例についてですが、市町村議会議員セミナーが1月30日、31日、愛知県労働会館で開催され、参加することができました。議会事務局前にも案内が掲示されておりましたので覚えておられる方も見えると思います。今回の議員セミナーでは、1日目の特別報告で三重県伊賀市の議会基本条例について報告があり、その内容は大変勉強になりました。伊賀市は6市町村が合併して誕生した自治体で、4年前に自治基本条例を制定しました。続いて2年前に議会基本条例を制定しました。議員セミナーでは、伊賀市議会の本村幸四郎議員が報告をされました。市議会が市内83団体と対話し、市民が求める議会のあるべき内容を深めていった経過。その内容として、議場では市長の反問権を認めるとか、議員が市内に出向いて議会報告を行うとか、議員同士の政策討論会など、これまでの議会では経験したことのない内容でありました。その結果、伊賀市では市民意識が変化してきたことや、逆に議会活動が多忙になったことなど、そして今では、全国の市議会ですべて初めて議会基本条例を制定したため全国からの視察が3,000人に及んでいること、またそれが観光にも大きな貢献をしているということでありました。

さて、伊賀市の議会基本条例の制定の前提になっているのが自治基本条例であります。合併して最初に市の役割、議会の役割、住民の役割を明らかにした自治基本条例を制定し、新しいまちづくりをスタートしました。これは平成12年に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った独自の自治を行っていくことが求められるようになってきた。伊賀市においても、平成14年から市民の方を中心に伊賀市独自の自治の実現のため検討が行われ、平成14年に新市将来構想、平成15年に新市建設計画が策定されました。これらの計画に盛り込まれた自治の仕組みを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、平成16年6月より伊賀市自治基本条例が検討され、中間報告のタウンミーティングやパブリックコメント等を経て、平成16年12月議会で可決、24日に公布・施行されております。

この伊賀市の自治基本条例の骨子は、前文と7章までの全58条で構成されており、前文としては、伊賀市の特性、伊賀の自治、条例制定の理由について述べております。第1章は総則として、条例の目的や伊賀市独自の自治に必要な基本原則などを規定しております。そして第2

章は情報の共有。情報共有の原則、市民の情報を得る権利や審議会等の会議を原則公開することなどを規定しております。そして第3章は市民の参加。計画策定や条例制定等における市民参加や市民投票などについて規定をしております。そして第4章は住民自治の仕組み。住民自治協議会の要件や権能、地域まちづくり計画の尊重や住民自治協議会への支援などについて規定しております。そして第5章は議会の役割と責務。議会の情報共有と市民参加、議会の責務、議員の責務などについて規定しております。そして第6章は行政の役割と責務。市長の責務、執行機関の責務や職員の資質向上、評価制度や財務に関する事項などについて規定をしております。そして第7章が条例の見直しについて。時代経過により形骸化することを防ぐために、施行後4年以内に見直すことを規定しております。

伊賀市の議会基本条例は、この自治基本条例に基づき、議会活動を活性化するためにつくられました。ぜひ愛西市、また愛西市議会も研修に行くべきだというふうに思います。

愛西市にはまだ自治基本条例はありません。今議会でも議案第2号の愛西市総代の設置に関する条例の制定についての審議では、住民の合意が得られないのに、住民が納得していないのに、期限が来たからといって強引に総代制を進めていく状況が出ておりますが、こういう事態が生じるのも、一つには愛西市のまちづくりのルールがないからではないでしょうか。愛西市が住民が主人公のまちづくりを進めていくためにも、自治基本条例の制定が必要であると思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

第2項目は、障害者自動車の燃料補助、またタクシーチケットについてであります。

去年は投機マネーの影響でガソリンが1リットル200円に迫る勢いでありました。運輸関係者はもとより、国民は本当に困りました。特に限られた収入で生活してみえる方々は、どこを節約していくか、やりくりで苦労されました。車いすなどで生活してみえて自家用車で移動される方も同じ気持ちであります。現在、愛西市では障害者の方や高齢者の方に福祉タクシーのチケットが年間24枚交付されております。同じ障害者の方でも、障害者用自動車で移動される方は、交付を受けることはできても、あまり使う機会はありません。障害者用自動車を使ってみえる方から燃料費を補助してもらえないかという声を聞きます。本人の希望によってタクシーチケットか燃料費補助を受けるか選択ができるように、制度の充実を図っていただきたいと考えます。

福祉タクシーチケットについてありますが、現在、愛西市が行っている福祉タクシーのチケットは、高齢者世帯や障害者を対象に実施されております。これは年間24枚であります。これは病院など通院に利用される方から、往復で利用すれば月1回分しかありません。通院で薬を2週間分しかもらえない方からは、ぜひ月2回は利用できるようにチケットの枚数をふやしてもらえないかという声を聞きます。けがなどで通院される方からは、「毎日通っているとすぐなくなってしまう。チケットの枚数をふやしてもらいたい」という声を聞いております。福祉タクシーチケットはもらった方すべてが利用されるわけでありません。決算でも不用額が出ております。せめて月2回通院に利用できるところまで発行枚数をふやしていただきたいと思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

第3項目めとして、全国学力テストについてお尋ねをいたします。

文部科学省は、2007年から全国すべての小学6年生、中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）を実施しております。この全国一斉学力テストは、国際的な学力調査の結果から、日本の児童・生徒の学力低下が指摘され、当時の山中文部科学大臣が、競争によって学力を向上させる方針を示し実施が決まったものです。つまり、教育の場に競争原理を導入し、そのことによって学校の活性化を図ろうとするものです。しかし、競争原理による教育は詰め込み型教育へ回帰することを意味します。すべての子供に基礎学力をしっかりと獲得させることに逆行するものであります。豊かな人間関係をはぐくむ土壌をなくし、子供同士や学校間、地域間に格差を生み、拡大させることになります。この学力テストについては、愛知県の犬山市が不参加をしていることで学力テストの是非について全国的な議論を起こしております。

さらに今問題になっているのは、学力テストの結果についての公表問題であります。

全国学力テストは、1960年代に競争が過熱し中止になった反省から、文部科学省は全国学力テストについては都道府県レベルの公表にとどめております。しかし、秋田県では、寺田知事が全国学力テストの県内市町村別の結果を一方的に公表する。大阪府や鳥取県でも開示の方向が進められております。愛知県内では春日井市で住民から開示請求があり、市の教育委員会は不開示を決定しましたが、市の情報公開審査会は開示をするように答申しました。この問題について名古屋大学の中嶋哲彦教授は、「春日井市教育委員会の判断は文部科学省の実施要領の範囲内にとどまったと考えられるが、ルールを破る自治体も出てきている。違反が予想される自治体をテストに参加させることは筋が通らず、文部科学省は自縄自縛の状態に陥った。全員参加型の学力テストを今後も続けるかどうかについて、考えざるを得ないところに来ているのではないか」と中日新聞にコメントを載せております。

学力テストは年間で60億円も使って実施されておりますが、サンプル調査で十分結果が得られるという見解も出ております。学力テストの公開について、愛西市において公開についての考え、また請求されたときの対応はどうされるのか、国にサンプル調査に変えるよう求めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、子供たちの問題として、小・中学校の携帯電話の取り扱いについても今議論されておりますが、子供たちの利用状況、学校の対応、特に子供たちや親への指導や啓蒙についてどのようにされているかお尋ねをいたします。

次に、第4項目めとしてPFIの問題点についてお尋ねをいたします。

愛西市は学校給食センター整備事業においてPFI、これはプライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間資金を活用した社会資本の整備であります。これを導入して事業を行うかどうか検討しております。昨年、文教福祉委員会が視察した可児市では、近くに事例がないので大変導入には苦労したという説明がありました。この新しい手法は本当に大丈夫でしょうか。メリット、いい点ばかりの説明で、デメリット、悪い点や危険性についての説明はありません。PFI事業のデメリット、失敗例も全国的には出てきております。

P F I 事業は、予算規模は最低でも 5 億と言われており、また期間も 20 年ないし 30 年と長期です。愛西市の給食センターは 15 年の計画です。指定管理者制度の予算規模が年間数十万円程度のものから、期間も 3 年ないし 5 年であるのと比べると、大きな違いであります。一度その事業を始めれば後戻りがきかないものです。長期の事業となることを踏まえて、その継続性、安定性を確保するために制度設計がなされているとされておりますが、その実効性については不安や疑問はなくなりません。P F I は一つの事業に多くの関係者がそれぞれの立場で参入することが特徴であります。それら当事者間は利害は一致しておらず、自治体を除いては利益を得ることが至上目的としてあるわけです。また、建設を担当した企業は、その後、15 年、30 年にわたってその P F I 事業に関心を持つ保証はありません。その事業に最終的に責任を持つのは自治体となりますが、当初の P F I 事業計画において、15 年間、30 年間に起こり得るリスク、損害を受ける可能性をすべて記載しないと、問題が発生したときに適切な対応ができないことになります。官があくまで責任者として、自治体があくまで責任者として、公共サービスの提供や質の確保に目を光らせ続けることを前提としている制度であります。一緒に事業を行う相手方は、複数の利害が一致しない営利を目的とした企業体であり、それらと渡り合って自治体や住民の利益を守ることは並大抵ではありません。この拙速な見切り発車は、目先の利益に目を奪われ、ツケを先延ばしする危険があります。

P F I の本家とされるイギリスでは、近年、P F I 事業の利益優先によるサービス水準の低下や経費節減のために労働環境の悪化などの問題も指摘されております。市として P F I のデメリットやリスクについてどのように認識されているのでしょうか。

次に、第 5 項目めとして、青塚駅のトイレの設置についてお尋ねをいたします。

名鉄青塚駅は、勝幡学区や、また八開の住民が利用している駅であります。名鉄は、駅の自動改札機の設置に伴い、これまであったトイレを撤去したため、周辺住民に大変迷惑がかかり、トイレ設置を求める要望署名が取り組まれました。愛西市には 2006 年の 6 月に地元住民の方代表 4 名が 4,240 筆の署名を持って要望に見え、篠田建設部長に対応していただきましたが、この住民の強い要望があっても、なかなかトイレの設置が実現せずに今日まで来ております。最近、ようやく実現するようになったと聞きましたが、具体的にどのようになるのかお尋ねをいたします。

以上 5 項目について質問をさせていただきます。市担当者の誠意ある答弁をよろしく願います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、第 1 点目の自治基本条例の制定、市長さんの方へという御質問でございますけれども、まず私の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、条例の制定について、制定する考え方について御質問いただいておりますけれども、まだ現時点でこの条例を制定する考えは持ち合わせておりません。議員のお話がございましたように、自治基本条例につきましては、いわゆるその中身ですね。いわゆる情報の共有、ある

いは市民参加・協働などを基本原則としております。また、情報公開、それから計画審議会等への市民参加や、あるいは住民投票などを推進する制度、これはいわゆる地方自治のルール、あるいはまちづくりのルール、こうした市民自治を法的に位置づけるもので、いわゆる市における最高規範ということについてはよく理解をしておるつもりでおります。

そして、ちょっと視点を変えてお話をさせていただきますが、愛西市にはグループインタビュー、それぞれの市民の皆さんから生の言葉をお聞きしまして調査をいたしましたその生活課題をもとに、愛西市の総合計画や、あるいは市民と一体となったまちづくりの確立を基本とした行政改革大綱を策定しております、その中にその推進のために取り組む重点事項も、これも定めております。これらが、先ほど御質問にございました自治基本条例にかわるものではございませんけれども、いわゆる考え方といたしましては、市民と一体となったまちづくりの確立、あるいは市民参加・協働という部分をとらえれば、いわゆる類似することも考えられるのではないかなあと、そういうとらえ方もできるわけでございます。そういった上において、やはり必要性や策定に至るプロセス、先ほど議員がおっしゃいましたように相当この制定をされるまでの間にはいろんな検討委員会的なものになされておるというふうに私自身は思っておりますし、そういった策定に至るプロセスですね。策定によって、市民、市、あるいは市政がどう変わったのかということ、そういった先進市の状況をよく一度勉強させていただきたいなあとというふうに現時点では思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思います。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは私の方から、障害者の自動車所有に係る燃料費の補助をしていただけないかという御質問、それと、今現在24枚のものをせめて月2回ということですから48枚ということになりますか。そこまでふやしていただけないかという御質問でございますが、この要綱にもございますように、このタクシーチケットの交付につきましては、あくまでも日常生活を容易に行うことができない人のためにこうしたチケットを発行しております、車を保有してみえる方はある程度日常生活が車で自由にできるのではないかなというようなことで、燃料代の補助につきましては今のところ考えてはおりません。

交付している人に対して48枚交付できないかということですが、利用率等を見ましても、障害者の方で3割強、高齢者の方で4割前後ということございまして、確かに何回も通う方には不足かもしれませんが、総体的に見てそこまでは必要ないのではないかなということで、現状のままで推移をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。私の方から全国学力テストの公開請求の関係と、小・中学校の携帯電話の状況と指導ということでお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査結果の公表につきましては、文部科学省より示されました調査結果の取り扱いに関する配慮事項に従いまして、序列化につながるような公表はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に携帯電話の関係でございますが、平成20年4月の調査から、愛西市の中学3年生の72.8%の方、また小学6年生の28.7%の方が携帯電話を保有しているという結果が出ております。10月に携帯電話の学校での取り扱いについての調査を行いました。その結果、全小・中学校で、原則、校内での持ち込みは禁止をいたしております。しかし、校外での使用の頻度は高いのではないかと思います。

各学校において、総合学習の時間や学習活動などに児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の指導を進めておるのが現状でございます。さらに、この4月に施行される「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の内容を保護者へ周知をいたし、また家庭・地域社会と連携をして、このネット社会におけるさまざまな被害を受けないよう、これからも取り組んでいかなければならないものと考えております。よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、3点目のPFIの問題の関係についてでございますが、中身については給食センターの建設計画について御質問いただいておりますけれども、まず基本的な考え方について、私の方から一括御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、このPFIの制度の関係につきましては、以前から全員協議会等々で、PFIとは何ぞやと、あるいはそのPFIの制度の仕組みについて勉強会をさせていただいたという経緯もございます。それで、この方式を導入するについてどういったメリット、あるいはデメリットがあるかについて、基本的な考え方についてお答えをしたいと思います。

まず、PFI導入のメリットの関係でございますが、一つには、施設計画段階から、いわゆる各関係者、これは設計、建設、維持管理、運営による十分な協議を行うため、運営効率や維持管理の容易性を考慮した施設整備、あるいは過大な施設設計や備品調達の回避が可能となること、こういったものが従来方式と比べると一般的に言われるコスト縮減につながるのではないかなあと、そういう期待ができるのではないかなあというところからしております。

それから、二つ目におきましては、サービス向上の面からどうだろうという視点で見ますと、その長期契約となることで、いわゆるその維持管理、運営、あるいはその事業者ノウハウが蓄積されておまして、徐々に効率的となることが期待できるであろうと、こういうような考え方ができるのではないかなあというところからしております。

それからデメリット、問題点の関係でございますけれども、これは長期契約ということになりますので、当然、長期契約となることをメリットというふうにとらえるケースもございますが、一方で問題点というところからできます。これは、将来のリスクの想定がいわゆる他市の結果事例が長期ということではなかなか出てこない、そういった要因がデメリットの部分に当たるのではないかなあというような整理の仕方しております。

それから失敗事例の関係でございますけれども、これは、近いところではイタリア村がPFIの導入で、そういった失敗例がテレビで報道されておりましたけれども、その失敗事例につきまして、やはり利用料金等を利用者から徴収すると。その収入によって事業のコストを回収

する事業形態のものでありまして、確かにP F Iを最大限に生かせる事業ではございますけれども、逆にその利用料の収入、そういった部分を的確につかまないと逆に大きなリスクの要因になるのではないかと、こういったようなとらえ方もできるのではないかなあというふうに考えております。

それで今回の給食センターの関係でございますけれども、今、議員がおっしゃいました可児市の例ですね。近隣にはそういった例がないので非常に苦労したというようなお話もございましたけれども、ただ、給食センターという事業を一般的なP F Iの導入と比べた場合に、失敗するなどのリスクというのは、いろんな他市の状況を見ても非常に少ないのではないのかなあと、そういったような現時点ではとらえ方をしております。この給食センターのP F Iの導入の関係につきましては、また、さきの全協でも中間報告という形で御報告させていただいておりますし、そういったとらえ方で現時点では整理をしておるつもりです。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは青塚駅のトイレの設置についてお尋ねでございますので、そちらの御答弁をさせていただきたいと思います。

この青塚駅のトイレの件につきましては、平成18年7月に愛西市単独で名鉄さんの方へ御要望を上げました。また、平成19年の9月に、当愛西市と津島市、稲沢市、美和町の4市町で名鉄の方へトイレ設置の要望書を提出いたしております。今回、議員から御質問いただいた関係で、青塚駅の行政区内であります津島市さんの方へお尋ねをいたしました。そうしましたところ、名鉄さんとの協議が調いまして、この本年2月の臨時議会において青塚駅のトイレを設置するいわゆる補正予算が承認をされたという御返事をお聞きいたしました。

それでトイレの設置場所でございますが、駅の東側、踏切の方から見ますと北東側の方へ設置の計画をされるというふうに伺いました。

それで建屋の関係ですが、軽量鉄骨づくりで建築面積は13.5平方メートル、小便器が1個と洋式トイレ1個を設置するというふうに伺っておりますので、これをもって御答弁とさせていただきます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは再質問をさせていただきます。

第1項目めの自治基本条例であります。この自治基本条例をつくっていくかどうかというのは、やっぱりトップである市長の考えが大きいと思うんですね。伊賀市の条例を見ても、この自治の基本原則の中に、まちづくりはまず市民みずからが行い、さらに地域や市が補完して行うという、こういう文章がありますが、これを読んで大変驚きましたが、まちづくりをどういうふうに進めていくかというのはやっぱりトップの考え方があって、それをこういう条例という形で制定して進めていくという形になっておるわけですが、市長としてはこの自治基本条例を制定していくことについて考えをお持ちでしょうか。お持ちならぜひ伺いたしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

先ほど部長が答弁をさせていただきました。愛西市も合併をして、市民参加のそうしたグループインタビューなども進めながら、意見を聞いて進めているところであります。最近、この自治の基本条例を制定されるところも多く出てきているということでもありますので、よく情報収集しながら考えてまいりたいと思っております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

まず勉強したいということですよ。確かに私も、議会としても、市としても大いに勉強しがいのある中身だと思いますので、部長の答弁では、行政改革大綱とかグループインタビューなどしてきてそういう一つの進め方、手続についての物差しを持っておるわけですが、やはりこれは市民が見える形で持つものでありますし、市民自身のルールという点では全く次元が違うものでありますので、そういう点では大いに勉強していくべきものだと思いますので、ぜひよく勉強するという形で進めていただきたいと思います。私たちも大いに勉強していかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、この自治基本条例でもう1点お尋ねをいたしますが、この伊賀市の条例の中には市民投票という項目がありまして、「市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる」と。今、愛西市におきましても、きょうの一般質問の中でも総合斎苑の建設のあり方について大変大きな議論になっておりますが、こういう市民投票という形で市民の意思を聞くことができれば、もっと議会としても市としても方向づけがしやすいような気がするんですけども、こういう市民投票については市長はどういう考えをお持ちでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

この住民投票もいろんな自治体で進められていることも承知をしているところでありまして、本市にそうした状況があるとするならば、今後のそうした施策の中でも見詰め直していく点かなということは感じますけれども、現在の斎苑の件については住民投票の考え方は持っておりません。

#### ○24番（加藤敏彦君）

そういう点では、愛西市に自治基本条例や住民投票がないのは大変今残念な気持ちであります。

次に第2項目めの、障害者自動車の燃料費補助や福祉タクシーのチケットについてのお尋ねをいたしますが、福祉部長の方からは、日常生活が容易でない人のために福祉タクシーのチケットを出しているということで、逆に障害者自動車の燃料費の補助については対象ではないと。障害者福祉計画のパブリックコメントもしていただき、その中にもこれに対しての声もあったと思うんですが、今そのコメントを少し見たんですけれども、このコメントに対しての部長の説明と今の説明、ちょっとずれた説明のように思うんですけれども、どうでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

ずれているといいますか、一応、私どもも障害者の方の自動車の利用に関しては、コメント

にもありますが、自動車取得税の減免ですとか自動車税の減免、障害の場所ですとか等級によってもいろいろ違っておりますけれども、改造の補助ですとか、駐禁の除外の指定、有料道路の利用の割引、そういったさまざまな施策が用意されておるわけでごさいますて、持っていたくにも持っていただきやすいようなことにはもう既になっているというふうに私どもは理解をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 2 4 番（加藤敏彦君）

わかりました。

あと、福祉タクシーのチケットについては、私はやっぱり、今、部長の答弁では、障害者の方は利用が3割程度、高齢者の方は4割程度という形で、計上した予算が不用額として残るわけです。実際の通院等考えると倍の24枚ぐらいい出していただきたいなというふうに思うんですけれども、そういう改善はできないでしょうか。予算的にやっぱりできないのかどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

確かにそのチケットだけをとってみますとそういう状況にもありますけれども、別にタクシー会社によりましては、手帳の提示を条件としておりますけれども、規定料金の1割が割引になるというタクシー会社もございますので、そういったことも活用していただきながら日常生活を送っていただけるといいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 2 4 番（加藤敏彦君）

今、福祉部長の言われたのはタクシー会社の経営の予算の話でありまして、愛西市の予算としてそういうことが可能、要は予算的に無理なのかどうかという点での見解をお尋ねしているんですけれども、やっぱり不用額ができれば、順番にいつて24枚が36枚、36枚が48枚でもいいかなというふうに、とにかく少しでも実態に合うような形の補助ができないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

予算の不用額があるということも実態ではありますが、利用の実態につきましても先ほど申し上げましたように3割ですとか、高齢者の方で4割、それも実態でございますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 2 4 番（加藤敏彦君）

結果として3割、4割ですけれども、個々で通院にタクシーを利用されない方はゼロですし、利用される方の立場からいくと倍は出していただきたいという状況の中で、全体的に見ると予算の中でやりくりできるんじゃないかというふうに判断して質問しておるわけですので、ちょっととらえ方がすりかえになっておるような気がします。一人ひとりの当事者の立場で考えると十分そういうことが、予算的にも今の中で可能性があるんじゃないかという形で私は思うので質問しておるんですけれども、もう一度お尋ねしなければいけないでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

何度も同じ答えで申しわけございませんが、こうした利用率等を眺めると、広く不足をしている状況にはないのではないかというふうに私どもとしては理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

**○24番（加藤敏彦君）**

ちょっと部長の見方は、全体で見ることと個々の一人ひとりの状況を見ることを分けられずに見ておられると思いますので、やはり一人ひとりの当事者において喜ばれるような形で対応していただきたいというふうに思います。

市長にお尋ねしますが、今後の、今、部長は答弁しておりますから、今後の検討課題として、障害者自動車の燃料補助とか福祉タクシーのチケット発行枚数を見直していく、充実していくということは検討課題としていただけないでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

お答えは担当と同じであります。私も障害者の方を病院へお送りしたことも経験をしてきている一人であります。いろんな障害者の皆さん、周りのいろんな人に応援していただいているような状況もあることと存じますけれども、現状況の中で進めてまいりたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

3項目めの学力テストについてお尋ねをいたしますが、一番心配なことは、やっぱり公開請求が出て、それに対して情報公開審査会等が公開すべきだというような形になることが可能性としては考えられますので、子供たちに学力テストを実施して負担をかけているということは当然今あるわけですが、さらにそれとは別の問題が今出始めているということに対して、幾ら教育委員会が公開をしないというふうに言っても、法的に、税金で行われたものはやはりきちっと公開すべきだという考え方が、それはそれで理がありますからね。そういう問題に対して対応し切れるのかどうかという心配をするわけですが、その点で、教育長にお尋ねをした方がよろしいですか。お願いします。

**○教育長（五富利清彦君）**

それでは失礼をいたします。

先ほど部長が答えましたように、基本的には序列化につながる公表というのはしていかない、これが大原則でございます。しかしながら、先ほど議員が申されましたように、春日井市のように出た場合どうするのか。基本的には、教育委員会で十分話し合いを持ちまして、不開示で進めていこうということを今考えております。ただ、春日井市と同じように不服申し立ての中で審査会の方へ出ましたらそちらの方で検討し、そしてまたこちらへ戻った時点で、教育委員会の中で十分話し合いをしながら進めていきたいと、そんなふうに今考えておるところでございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

非常に危険な問題をはらみ始めておるというふうに考えますので、これはどなたが国に言っていたのか、議会としてもそれは当然役割はあると思いますが、行政として、やはり十分サンプル調査でその機能は果たせるということが大分認識されてきておるとは思います、やは

りそういう点ではサンプル調査にかえれば十分学力調査の役割を果たせるというふうに思いますが、それは、教育委員会でしょうか、市長でしょうか、やっぱり声を上げていただきたいというふうに思うんですが。教育委員会かな。

#### ○教育長（五富利清彦君）

失礼いたします。

今お話しのように、抽出でどうだというようなお話でございます。しかしながら、現時点では国の方は、来年度も悉皆調査をやっていくということで進んでおります。したがって、愛西市としてはそれに乗かって参加をしております。しかしながら、今のような問題等、確かに出てきております。インターネット等で調べますと、13の都道府県がそういう問題でどうもいろんなところでやっているというような状況もあるようでございます。都市教育長会やら、あるいは全国都市教育長会等々ございますので、そんなところで声の上げられるところがありましたら御意見として話をしていきたいなと、そんなふうに思っておるところでございます。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

ぜひ意見を上げていく機会がありましたら上げていただき、そういう問題が生じない形で未然に対応はしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、小・中学校の携帯電話の取り扱いで教育部長の方から、4月実施される安全・安心の青少年の法律ですが、これは例えば最終日の全協か何かでそういう資料などを出していただくことはできるのでしょうか。もう4月だから法律はできておるわけですね。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

今の法律の関係について私の方から説明をさせていただきます。

実は手元に法文がございます。これによりますと、題名は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」ということで、平成20年6月18日法律第79号ということになっております。

この条文、31条から成っております。読み上げますと大変なことになりますのでかいつまんで御説明申し上げたいと思うんですけれども、まず法の理念が3本ございます。この中で、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得すること。2点目としまして、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること。3点目としまして、インターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重すると、こういった基本理念の法律でございます。それで、各領域の中で責務がございます。例えて申しますと、国・地方公共団体の責務としましては、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有するということになっています。また、保護者の方に対しても責務がうたわれております。保護者の方に関しては、保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア

の利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるというような条文がされております。これが実は4月1日からこの法が施行されるというふうに伺っております。そうした中で、学校にも既にインターネットの取り扱いについて、小学校の高学年、中学校を中心に保護者の方へパンフレットを実は既に配布をさせていただいておる。それとは別にこの法に基づいて、この法の趣旨を保護者の方に啓発していきたいと、今はそのように考えておりますので、よろしくお願いします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今の課長の説明の中で、保護者の方に周知していきたいと。具体的にどんな形で周知するかはもう決められておるでしょうか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

まだ学校の方とその辺は詰めておりませんが、先ほど申しましたように、いろんなパンフも来ております。具体的にはこういったパンフもございますけれども、こういった中で、例えばPTA総会とかそういった機会をとらえて、このインターネット情報の取り扱いに関する啓発をしていきたいと、そのように考えております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは、4項目めのPFIの問題についてお尋ねいたしますが、企画部長から、長期契約であることがメリットでもありデメリットでもあるというような説明がありまして、そこがこのPFI導入についての焦点になってくるのではないかと思いますし、この給食センターという公共サービスに対して、自治体はもちろん税金で運営するからそこら辺は公共の立場でいきますけれども、民間企業はやはり、株式会社なら株主に対して幾ら利益を上げるかが第一の目的でありますので、そういう民間企業の民間のノウハウという点で第一に注意を持たなければいけないのは、利益第一で公共のサービスのことが第二になっておらんかという点を絶えずチェックしていかなければいけないというものがありますけれども、そこら辺では本当に難しい問題だと思いますので、こういうPFIを避けることができれば避ける方が無難だというふうに思います。

それからもう一つは、今、日本の経済、世界の経済が大変な事態になっておりますが、これは、結局、利益を追求する企業にとっても想定外の今経済状況が起きていると思います。それで、そういう民間企業に頼った場合に、こういう経済が大きく動く、想定を超えて動く場合に、逆に自治体も巻き込まれていくと。第三セクターで行った事業が赤字になって自治体が補てんをします。また公共事業でこういう民間企業にお願いして、その民間企業は突然だめになるとか、本来の役割を果たせなくなる、そういうことが今、去年、例えばトヨタが2兆2,000億円利益を上げた。ことしは4,500億円の赤字になる。だれも想像できない事態が今進行しておると思いますね。それはやっぱり経済が投機マネーの中で、やはりバブルの崩壊の中で起こっておることで、そういう時期にこういうPFIの導入を本当にしていいんだろうかと。経済が上向きのときにはそういうことは成り立つてありましようけれども、こういう経済の見通しが立

たないときにこういうPFIの導入をすべきではないというふうに思うんですが、市長の考えを伺っておきたいと思いますが。

○市長（八木忠男君）

これまでもPFIの内容をそれぞれ御説明してまいりましたし、今回の給食センターへの導入についても考えているところでありますけれども、御指摘いただいたような状況は現実にあることも事実であります。いろんな角度から精査をしながら進めてまいりたいと思っております。

○24番（加藤敏彦君）

給食センターのあり方そのものも議論にありますけれども、給食センターを直接自治体が責任を負って行うのか、それとも民間の資金や技術を、特に資金ですね、かりてやるのかという点で初めての勉強になっておりますが、やはり住民に対して高いリスクを負わないように、ぜひ選択をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから青塚駅のトイレの設置について経済建設部長の方から報告がありました。これについて二、三質問いたしますが、愛西市については負担的なものはないということでしょうか。

それから、いつから利用できるかという点で、津島の方ではそういう説明等はなかったでしょうか。その2点についてお尋ねいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

いわゆる市の負担についてでございますけど、愛西市としてはございません。

あと2点目の利用はいつからかということに関しましては、完成については平成21年の6月末を目途としているという回答がありました。

○24番（加藤敏彦君）

きょうは5項目について一般質問をさせていただきました。難しい問題、それからまた実現の見通しが立ってうれしいこともいろいろありますが、住民がやっぱり主人公の市政をどうやって進めていくかという点で、今後も市当局の方も、いろんな大変なことはあると思いますが、ぜひ努力、協力していただき進めていただきたいということを要望し、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで24番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時20分再開といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位13番の21番・永井千年議員の質問を許可いたします。

○21番（永井千年君）

それでは質問させていただきます。

今議会は予算議会でもありますので、5点について質問させていただきます。

一つは、組織・機構の見直しは住民サービスの向上になるのかということについてです。

今度の組織・機構の見直しは、行政課題、市民ニーズに的確に対応するためとしています。今まで行政課題、市民ニーズに十分対応できなかったと考えているので、対応できるように見直しを図ることだと思いますが、十分対応できなかった問題はどのような問題があるというふうな認識の上で今回の見直しが行われるのか、具体的に述べていただきたいと思います。

2点目に、本課機能の充実を図るとして地域振興課を廃止されるわけですが、なぜ廃止が総合支所が市民に柔軟に対応できる組織となることになるのか、なかなか理解できません。私は、市民が相談できる窓口の縮小、利便性を犠牲にすることになるのではないかと大変危惧しています。従来どおり窓口はすべて引き受けるから心配要りませんとのことでありますが、相談に十分こたえられないことになるのではないのでしょうか。本課に集約される業務を具体的に上げて御説明いただきたいというふうに思います。

3点目に、人事秘書課の中に業務として市政懇談会や広報・広聴、あるいはホームページなどが入っています。ここの人事秘書と広報・広聴というのは業務の内容が随分違うと思いますが、なぜこのように一緒になっているんですか。市民への窓口として、この広報・広聴こそ体制を強化して課にすべきではないかと考えます。広報・広聴の位置づけについてお答えいただきたいと思います。

4点目に、そもそもなぜ行政経営推進室という言葉を使っているのか。業務は行政改革、行政事務改善というふうになっていますが、現状の企画課、行政担当課長などがやっていることが具体的にどのように変えようとされているのか、お答えいただきたいと思います。

5点目に、11月1日現在の愛西市の職員数は、消防の101名を含めて554名と聞いています。さらに臨時職員は242名ということですから796名というふうになりますが、臨時職員の比率も30%に達しています。これに対して、この4月1日の職員数は、一般会計の方で498名という数字になっています。特別会計も含めて、正確には4月1日現在の職員数が消防も含めて何名になるのか、説明いただきたいと思います。

そして、この新年度の職員の配置であります、どこでふやし、どこで減らそうとしているのか、これが今の一番最初に申し上げました市民ニーズに的確に対応するためのものであるのかどうか、ここできちんと説明をいただきたいと思います。

大きく二つ目に、補助金の見直し、施設の統廃合の検討は、その案を関係者、関係団体だけではなくて全市民に公表して、意見を聞きながら進めようという問題です。

市民にとって寝耳に水とならないように、関係者に意見を聞くだけでなく、決定前に案を広報などに掲載し、説明会をやるなど、意見を聞く仕組みをつくる必要があると思いますが、その考えはないかお尋ねします。

二つ目に、21年度の主な補助金の見直しについて、具体的に上げて、その改正理由を御説明ください。そして、この住民負担増が発生しているものがあればお答えください。

三つ目に、施設管理運営方針に基づいて施設の統廃合が進められようとしています、この

21年中に具体化しようとしているもの、結論を得ようとしているものについて、具体的に何があるのか、その今の検討の状況についてもお答えいただきたいと思います。

4 点目に庁舎検討委員会についてであります。統合することを決めたということですが、この3月広報には五つの統合案が載せられました。しかし、まだこの議会には庁舎検討委員会の資料がなぜか出されておられません。これはぜひ、広報に載って議会に何も資料が出ないということのないようにしていただきたいというふうに思います。昨日の答弁で、市長は改めて「合併協定で新庁舎はつくらない方針だ」と述べられました。一方で「検討委員会の結論を尊重する」とも述べられています。検討委員会の結論どおりにするということなんですか。市長選挙を前にして、市長の考えをこの3月議会の場で明確に述べていただきたいというふうに思います。市長の考えはどの統合案なのか示してください。

三つ目に、1町1総代の総代制の押しつけをやめ、住民合意をとという質問です。

総代の統合が了解されていないのは3地区と報告されましたが、3地区それぞれどのような経緯で了解が得られていないのか御説明いただきたいと思います。

私の住む早尾地区の問題ですが、昨年12月21日に行われた早尾地区の説明集会では、発言したほとんどの人が反対の意見を出されました。発言は、「何のためにやるんだ、メリットは何だ」という発言から始まって、「人数が少なくなることにより一つの会場で総代会を行うことができ、他地区からの情報が得られることがメリットだ」との説明に、「総代が多いと集まる場所がないとは情けない。体育館ならできるじゃないか」「住民の要望がこれだけ広がって届くのか」「市のやり方は乱暴な仕切り方だ」「市のパイプ役は小さい方が通りやすい」「この案が本当になるほどいい案だと思っているのか」「ごり押しは無理だ」「聞くだけ聞いてやらせてほしいはないだろう。保留だ」「住民の目線で考えているとはとても思えない」「強行される意味がわからない」「2年先に見直すなら今見直せ」など、次々と納得できないの聲が激しく飛び交う集会でありました。この会には総代会の代表も出席されて、「皆さんの気持ちもわかるが、決め事で決めてしまって、今さらやめるわけにいかない。見直すことはできなければ見直すから、まずスタートさせてほしい」と発言をされました。市長も「皆さんの代表の人に決めてもらってスタートしたもので、4月1日からやらせてほしい」と発言されるだけでありました。そして、最後に「住民にきちんとした説明がされていない。まずメリット、デメリットを説明した文書を配布せよ」の聲にこたえて配布を約束して終わりました。そして1月下旬に市より総代制についての文書が回覧されたと。この配布でなくて回覧というところにも市の姿勢をあらわしているのではないかと思います。

私は、こうした住民合意ができていない現状を考えるならば、条例の提案は取り下げるか、同意が得られていない地区はなお制定前の地区に総代を置くことができるとしなければならないと考えます。なぜ4月からの新しい総代制の強行をするのかお答えいただきたいと思います。

四つ目に、巡回バスの運行は市民の声をもっと取り入れて改善をとということです。

これは9月議会、12月議会と連続して質問をしています。12月議会でも、庁舎循環バスの新設、集落内にコース・バス停の変更増設、立田・八開コースのバスの小型化などは具体化され

つつあるようではありますが、その内容はどのようなものでしょうか。それぞれ具体的に説明をいただきたいと思います。そして、この改善案を第1次案として発表して、さらに市民の声を聞いて最終案とすべきではないでしょうか。改善案のスタートまでの手続、必要な作業についてお答えいただきたいと思います。

日本共産党の市政アンケートには、巡回バス改善の御意見が215名の方から寄せられました。その一部を12月議会で紹介させていただきました。取り上げた市民の声、利用者の声、また検討委員会で出た改善提案などの中で、「津島駅など各駅、海南・津島市民病院、市内の大型店に行けるように」、あるいは「運行日や運行時間の拡大」「立田地区は南北2コースに」などの要望はどのように検討されたのか。今出されようとしています改善案で終わりではなくて、当然さらに市民の声を聞いて改善されていくものと考えますが、今後の改善課題をどのように整理されたのかお答えいただきたいと思います。

最後に、日本一高い八開地区の水道料金を佐織地区との料金統一で速やかに値下げをという問題です。

地方公営企業年鑑より集計しました全国の水道事業を行う地方公共団体の月額10立方メートルの料金の全国ランキングによりますと、一番高いのは新潟東港臨海水道企業団の月額5,376円。しかしこの団体は船や港の企業に給水している特殊な団体です。一般家庭に給水している団体だけで見ると、全国でトップは群馬県の長野原町の月額3,255円となっています。これに対して、八開地区の月額10立方メートルの料金は3,465円なので、八開地区の料金は文字どおり日本一高い水道料金ということになります。統計上は一団体一つの料金を報告しているので、八開の料金は統計上は消えてしまっているわけです。県内の10立方メートルの料金を比較しますと、これは佐織地区の3.15倍、愛知県で一番安い一宮市の5.45倍、南部水道企業団の1.96倍となり、一刻も放置できない格差となっています。八開地区の皆さんからも引き下げてほしいの強い声がアンケートなどでも寄せられています。

12月議会では上下水道部長は、まず第一段階として直ちに基本水量を10立方メートルに引き下げるよう強く私が求めたのに対して、690万円の減収を補うものがないとして拒否されました。全協で示された佐織地区料金への統合案も一つの例として示しただけだと、決定事項ではないと答弁。市長も、「八開地区の皆さんには我慢をしていただかなくてはいけないという判断だ。一般会計からの投入は考えていない」と。そして、私の減免制度の提案にも「提案として承っておく」と大変冷たい答弁をされています。市長には、この日本一高い水道料金を返上する考えはないのでしょうか、答弁を求めます。

22年度から佐織地区の料金に統一がなぜ実現できないのか、理由をきちんと説明していただきたい。料金統一の方法は、低い料金に合わせるか、平均程度の新料金とするか、大きい事業体に合わせるか、事業収支の計画や財政計画に基づき新料金を決めるの、この四つしかないと思います。このうちの二つの決め方を採用したのが佐織地区の料金に統一であります。どの方法を選ぶのかお答えいただきたいと思います。

市長は1年近く海部南部水道の企業長を務めてみえて、水道事業の経営について経験を積ま

れてきました。ほかの案を考えているならばきちんと示してほしいと思います。答弁を求めます。

以上五つの問題について答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私からは組織・機構の見直しに伴います市民ニーズの関係から説明をさせていただきます。

まず、市民ニーズを見据えた具体的な内容という御質問ではございますけれど、今回の見直しによりまして、市民の方々の安全をより一層推進するために、総務部の中に安全対策課を新設いたしましたのでございます。これにつきましては、既に作成をいたしております愛西市の総合計画がございまして、策定に当たりまして、市民が目指すまちの姿として市民ニーズを生活課題としてまとめさせていただいておるわけでございます。この生活課題の中には、犯罪対策とか防犯対策、交通安全、災害対策など、市民生活の安全に対する課題が大変多いでございます。これは市民の方々の安全に対する非常に高い御要望があるものと考えております。それにあわせて、今日までの議会におきまして複数の議員の皆様方から防災課の設置の提言をいただいております。今回、名称は変更はいたしましたけれども、安全対策課を新設するものでございます。

次に２点目の、地域振興課の廃止によって利便性は犠牲にならないかという関係でございすけれど、今回の見直しにおきまして、従来、総合支所にごさいました地域市民課と地域振興課の名称は外すこととしております。総合支所の業務の内容の変更によりまして、当初は市民の皆様並びに職員が若干の戸惑いは生じるかもしれませんが、市民の皆様からの御相談とか御要望におきましては、各総合支所ごとに対応を行うよりも、所管いたします本課が対応させていただいた方が一体的、的確な対応ができると、そのように考えております。今回の見直しによりまして、地域振興課の職員は減員をいたすこととしておりますが、今まで行っていた業務は、地域振興課の職員がおりますので、各総合支所には最低１人ずつは配属を予定いたしております。なお、総合支所で対応可能な簡易な相談事などにつきましては従来どおり行わせていただきますけれども、総合支所での対応が困難な事項におきましては、業務を所管いたします本課に的確に伝えまして、市民の皆様にご迷惑をかけないよう適切な対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、以前から申しておりますように、地域振興関係の申請書等の授受の関係については、従来どおりとさせていただきます。今回の見直しにおきまして皆様方のより一層の御理解をお願いしたく申し上げます。

それから、広報・広聴の関係でございすけれども、今回の見直しにおきましては、既に御案内のとおり、秘書室の業務と総務課の職員係の業務を所管いたします人事秘書課を設置することとしております。課の中の名称に「広聴」という文字はございませんけれども、業務の内容につきましては、今まで秘書室で行ってききました広報・広聴関係の業務には何ら変更はいたしません。これからの行政運営を行っていく上にも、広報・広聴という業務は大変重要である

と認識をいたしております。現在行っておりますふれあい箱の御意見とか、パブリックコメント等、広報活動の充実を図りまして、広く市民の皆様の御意見等を聞いてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

今回の見直しにおきまして、課は設置はいたしませんけれども、提案としては承ります。私もといたしましては、課の職員数を勘案いたしますと、課の設置までは行えませんが、広報・広聴の業務というのは大変重要な一つとして思っておりますので、同様な人事秘書課で行っていきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、行政経営室の関係は後ほど答弁をさせていただきますけれども、今回の配置によりまして、どこでふやして、どこで減らすというような関係でございますけれども、今御説明申し上げましたように、本課集約をすることに伴いまして、地域振興担当の職員を減員いたしまして、業務を所管いたします本課職員の増員を基本として人事配置を進めております。ちなみに、増となります職場におきましては、地域振興課の中における業務の中で、建設課、農業土木課、経済課、環境課、またそこは違いますけれど、上下水道部の関係が今回三つになります。その関係と税などでございます。また、減員する課におきましては、企画部の中の企画課、財政課、情報管理課、あと老人福祉センター等でございます。

また、職員数の関係でございますけれども、平成20年4月1日現在の職員数といたしましては、市職員数の中で消防部局を除いた人数は455名、消防部局で101名の556名でございました。平成20年度中の退職者は19名でございまして、21年度の新規採用者につきましては16名でございます。よって、平成21年4月1日現在の職員数につきましては、市職員数の中で消防部局を除いた人数は452名、消防部局101名で553名でございます。なお、議員が申されました554名というのは、教育長を含んだ数字が554名でございます。

私の方からはとりあえず以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、組織・機構の中の4点目の行政経営室、どのような行政課題に対応しようとするのか、具体的に何を变えようとしているのかという御質問でございますけれども、先ほど議員の方からも御発言の中に、いわゆる企画課の中に行政改革担当課長というものも設けられております。それで行政改革、いわゆる行政事務改善につきましては、企画課の事務分掌というふうに現在なっておるわけですが、この4月1日から、行政経営推進室を設置することによりまして、いわゆる事務分掌が新たに明確化になったというのが大きな点でございます。当然ながら、行政改革、いわゆる行政事務改善、それに関連する行政評価の進捗管理、それから行政経営システムの構築などの業務を明確化にすることによって、今後、市が推し進める行政改革の専門部署として、これは企画課内に特化する室という形になりますけれども、そういった事務分掌的なものをより一層明確にし、きちっと業務を位置づけるという役割を担うかというふうに理解をしております。

それから、補助金の見直し、施設の統廃合の検討、市民に公表し、意見を聞きながら進めたらどうかという御質問をいただいておりますけれども、当然、今回の補助金の見直し、いわゆ

る施設の統廃合につきましては、これは行政改革大綱、集中改革プランに基づいた中で、きのうもちょっと申し上げましたが、それぞれ重点事項を掲げた中で進めておるものでございます。そして、こうした具体の行革の取り組みの中で、こうした見直しを進めていく上で、意見を聞くという一つの形、そういった考えは持ち合わせておりません。ということは、補助金の見直しについても、それぞれの補助団体の、当然、その会長さんなり代表者の方を通じて、それぞれ担当課が今回その見直しの指針に基づいて折衝し、その中で意見を聞いておりますし、議員から御指摘をいただきました、広く市民の方に賛成・反対という、そういった多くの意見をいただく中で意思決定をするというものではないというとらえ方をしておりますので、今後もそういった形で進めてまいりたいと思っておりますし、当然ながら議会に報告すべきものについては報告しておりますし、当然、行政改革推進委員会にも報告をさせていただき、中には御提言もいただいているケースもあります。

また、その結果については、その行政改革の取り組み結果ということで広報の方にもきちっと周知をさせていただいているつもりでおりますので、現状のままで今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから、21年度の主な補助金の見直しにつきましては、昨日の榎本議員さんにもお答えをしておりますように、コミュニティーの活動育成補助金、これは800万ほど20年度予算計上をさせていただいておりますけれども、今回、その行政事務委託料への移管、そっちへ含まれるような形で整理をさせていただいたことによりまして、補助金の項目から800万という額が減ることになります。

そして、その他、住民負担は発生しないかという御質問もいただいておりますけれども、これは議員も御承知のように、立田地区の南・北コミュニティセンター運営協議会というものがございまして、そこに合併前、立田村当時はそれぞれ助成金ということで、30万、30万、それぞれの協議会に定額補助として助成しておりましたものを、補助金の中身の見直し、いわゆる積算根拠というものを確立したいと。これはこれだけじゃありません。すべての補助金がそうでございますけれども、2分の1の補助とするという見直しをした結果によりまして、当然ながらあとの2分の1というのは、それぞれ地域の住民の皆さん方の負担増になるというとらえ方になります。これもそれぞれの運営協議会の方にきちっとお話をさせていただきまして、それぞれの役員さんの方から地元さんの方へお話をつないでいただいておりますという理解をしております。

それから、施設の統廃合の関係で21年度中に具体化しようとする施設はないかという御質問でございますけれども、21年度に具体的に廃止するという施設はございませんけれども、昨日、一昨日の議案質疑、あるいは一般質問の中に、佐屋のデイサービスセンター、第1、第2は、利用状況から一つに統合しますよというお話を担当福祉部長の方からもされておりますので、そういった中でデイサービスセンターを統合することについては御案内のとおりだと思います。

それから、庁舎検討委員会の関係でございますが、当然、議会にも報告すべきではないかと

いうお話でございますけれども、そういった議会の中でも御要望があったということは検討委員会の方にもきちっとお伝えをして、4月にも検討委員会がありますので、そんなようなお話もあったということを伝えた中で、御報告できるものについては御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、市長さんの考えにつきましては、先ほど、きのう市長さんが吉川議員の御質問に答えをされたというふうに私自身は認識をしております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

項目の三つ目の総代制の関係についてお答えをさせていただきます。

自治組織の見直しによりまして、これにつきましては合併前からの懸案事項で引き継いできたわけでございます。それで、見直しに向けまして、総代会、総代駐在員会、また連絡調整会議において御審議をいただきました。連絡調整会議におきましては、事務委託料とともに組織の見直しについて検討をいただいたわけでございます。それで、事務委託料につきましては現在の姿で合意がされましたけれども、組織の見直しにつきましては、17年度だけでは済まず、18年度に引き継がれて再度協議がされ、18年度から総代会とか駐在員会の開催をいたしまして、19年4月に目標年次を定めて67人の総代さんでいくと、そういうようなことを申し上げました。それで、それにあわせて、合意困難な地区もただただあるわけでございます。そういうようなところにおいては1年間の過渡期間をもってという説明も行ってきております。しかし、なかなか地域内同士の合意が進まなかったということもございます。また、地域によっては、総代さんの方から、市から一遍説明に来いというようなこともあって、そういうようなことも出ていったところもございます。そういうようなこともありまして、20年の4月におきましては、67人の総代に対しまして82人でおおむね80%の統合となりましたけれども、まだまだ残りがございます。そういうような中で、町内会の温度差、今、議員が申されましたように温度差とか御事情等も十分かんがみまして、連絡調整会議におきまして協議していただいて1年延期し、21年度にはということで確認をいただきましたところでございます。そういうようなことにおきまして、20年の最初の総代会におきまして報告をいたしますとともに、改めてお願いをし、20年は今日まで、地元からの申し出を持っていることなく、市の方から地区ごとに説明を行った後に町内の方に入らせていただいて、そういうようなことでございます。そういうような経緯で4月からということでございます。

次に巡回バスの関係でございますけれども、まず最初の1点目の関係でございますが、巡回バスにおきましては、第2回の運行検討委員会が11月10日に行われまして、試行運転の続行ということで決議がされまして、その中には、議員が申されましておりましたように、庁舎間ルートの関係とか、一部の地区においてバスを小型化して集落の中までに入れるようになるなどのことを網羅した見直し案について、第3回目の検討委員会で検討をしていただきました。その内容につきまして触れさせていただきます。

まず最初に、4地区のバス運行に関しまして平準化をさせるということでございます。それはどういうことかといいますと、運行時間が各地区によって時間がばらばらでございました。

それを、おおむねでございますけれど、8時半スタートの5時ごろまでとすると。

二つ目に運行の距離の関係でございますけれど、距離を統一させるために、地区別の限定はしないと、そういうことでございます。

三つ目には、立田・八開ルートのバスを10人乗りのワゴン車に変更をして、集落の中まで入っていくと、そういうようなことでございます。

四つ目に、佐織ルートの関係でございますけれど、佐織ルートにつきましては月曜日から金曜日まででございました。それを、ほかの3地区と同様に土曜日までとするということでございます。

それから五つ目といたしましては、庁舎間ルートを新たに設けるということでございます。これはどういうことかといいますと、現在、4庁舎の分庁方式をとっている関係上で、庁舎の文書並びに図書館の書籍の配送というのを業者に委託して行っていていただくわけでございますけれど、そのコースを利用いたしまして、庁舎のほかに駅とか福祉センターなどを経由すると、そういうようなことでございます。こういうようなことに基づきまして、運行検討委員会の委員さん、これはいろんな市民の皆様方からの意見を随時聞いておられます。このような意見をもとに見直し作成をしていただく予定であります。

次に、今後の改善案の明確をとということでございますけれど、9月議会、12月議会におきまして議員の方からも御質問いただいております。議員から御提言をいただきました市民病院までの乗り入れの問題とか、津島市担当者との情報交換をした内容、また共産党議員団の皆様方が実施されました市政アンケートの意見報告書などもいただいておりますので、委員会に報告をいたしました。委員さんの中からは、取り組んではどうかとの意見もございましたけれども、諸事情で区域外に乗り入れることにつきましては、今、この時間的に考えて、現時点では困難といたしたわけでございます。

次に、大型店へのという御意見もあったわけでございますけれども、大型店につきましては、個人経営されてみえるお店屋さんのことも配慮を当然必要と思われましたので、直行便ということは考えませんでしたけれども、現在の佐屋・佐織ルートにおきましては、大型スーパーの付近には停留所がつくってございます。また、立田・八開からのルートにつきましては、新たに予定をいたします庁舎間ルートを御利用いただきまして、乗り継いでいただければなあということを思います。

それから運行日、先ほども申したように、佐織ルートを土曜日も運行するようにいたします。

それから運行時間の関係でございますが、佐屋ルートを朝30分早くいたしまして、現在9時でございますが8時半スタートの、夕方を1時間遅くして、おおむね5時ごろということにします。

それから、議員の御提案の中に、立田地区においては2コースにというようなお話もございましたけれども、南北に2コースに分断するのではなくして、立田庁舎を起点とした巡回を行います。

要は、今申し上げました案につきましては、市民の皆様が利用しやすく、乗降客を増加させ

るための見直し途中でございまして、問題点といたしましては、乗り継ぎ時間ですね。そういうようなこと、また時間調整等の関係が問題点としてあります。

今後におきましても、まだまだ検討委員会を重ねまして、委員さんの御意見のもとに、よりよいものにしていきたいと、このように考えておりますし、また今回、このような見直しをすることによって距離も延びます。そのような件からいたしましても、運行費の把握等もまだできておりません。いずれにいたしましても、実現に向けては財政当局との協議も必要でございますので、具体的なものはお許しをいただいて、御理解が賜りたいと存じます。

それから、改定案の内容の中で一部触れさせていただきますけれど、現在、立田ルートにおきましては24人乗りのリフトバスでございます。それで、現在の停留所の数でございますけれど、立田ルートといえども、立田地内は21カ所に、あと佐屋地区に2カ所、八開地区に1カ所で24カ所で現在は運行しているわけでございますが、今回私どもが計画いたしておりますのは、既設のワゴン車を使いまして、停留所におきましては一部改善をいたしますが、43カ所にふやす予定でございます。内訳といたしましては、立田地内で40と、あと佐屋地区で市役所とか駅、佐屋の老福でございます。

次に八開の関係でございますけれど、現在は29人乗りのマイクロバスで運行をいたしておりますのを、既設のワゴン車の10人乗りにというふうなつもりでございまして、停留所の関係におきましても、現在は22でございます。内訳といたしましては、八開地内が15カ所、立田地内が2カ所、佐織地内が5カ所というのが、見直しでは38カ所というふうなことで考えております。八開地内には25カ所、立田地内には6カ所、また佐織地内には7カ所というふうなことで考えております。

それから、大きなものといたしましては、全市的な巡回バスというふうなことでございまして、佐屋地区の3台を、一部コースも変更いたしますし、距離的にも一部ふやします。

それから、立田ルートを現状から、回数は変わりませんが、距離を見直すことによって若干減りますし、八開ルートも距離的には減ります。

それから、最後に佐織ルートの関係につきましては、「福祉センターバス」という名称でございましたが「公共施設巡回バス」ということでございます。

そういうふうなことで、庁舎直行便のものも考えておるということでございますので、よろしく申し上げます。私の方から以上です。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

たしか市長の答弁ということでございますが、私の方から若干御回答をさせていただきます。

水道料金の違いにつきましては、それぞれ事業体によって諸条件が異なっておりますので、八開地区につきましても、人口密度や配水管の使用効率が悪いので現在の料金になっております。今後、市民に対して安全な水を安定して供給するためにも、このような料金で続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから統一の話でございますが、これにつきましては12月議会でもお答えさせていただいたように、具体的なものではございませんので、その点、よろしくお願いをいたします。

以上です。

## ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

庁舎の考え方ではありますが、これもきのう吉川議員の質問にお答えをしたとおりでありまして、今、委員会の諮問をお願いしておりますので、その諮問の結果を尊重して、新しい合併した流れの中で、市民の目線、客観的な立場から御判断をしておっていただきますので、その結果を尊重してまいりたいと思っております。

総代制の件も、質疑の中でもう永井議員にもきちっとお伝えをした内容でございますので、これからまだ御理解がいただけない3ヵ所、引き続いて、打ち合わせ時間をお願いをしておりますので、特に枝郷の内容の件については永井議員もよく御存じのとおりで、過去の長い町内のいろんな事情の中を調整してきなさいということで御指摘もいただいたわけでありまして、永井議員からもそちら方面に御尽力をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

## ○21番（永井千年君）

再質問します。順番にいきます。

まず、組織・機構の見直しの問題であります。地域振興課、先ほど総務部長は1人は最低、副市長は1人か2人というふうに言われましたけれども、これ、具体的に4庁舎の地域振興課でいうとどういうふうでしょうか。例えば大きい佐屋・佐織は2人残って、立田・八開は1人ということなのか、ちょっと具体的に述べていただきたいというふうに思います。

それから職員数でありますけれども、退職者の半分を補充する、単労職は補充しない、再任用は行わないと。足りない分は臨時職員で補充するということで、今まで方針をやってきたということですが、既に職員の減については、合併時の計画よりも随分進んでいるということは報告がされています。これ、いつまでこういう方針で臨むのかということをやはりそろそろはっきりさせていかないといかんのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

それから、官製ワーキングプアだということで、最近、臨時職員の給与の引き下げが大変問題になっていますが、昨年は50円ほど時給でベースアップがありましたけれども、ことしはどうなるのか。実際にこの200万円ライン、以上、以下という点についていえば、今、臨時職員の状況はどういう状況になっているのでしょうか。具体的な数字で説明をいただきたいというふうに思います。

それから補助金の問題で、先ほど、前年度7億6,900万のものが今年度7億14万というふうになっておって、一部、委託料などに振りかえが出てきていますので、それらを差し引きますと、正確には幾らになって、実質幾らの削減となっているのかを正確に説明してください。

それから、コミュニティセンターの運営協議会の問題ですが、これは2分の1という言い方は、つまり今までは定額制でやっていたんですが、いわゆる事業制というふうで、例えば事業をやらなければ補助金も少ないと。今まで30万だったけど、事業を10万円しかやらなかったら5万円しか出ないという、こういうことなんでしょうか。それで、補うものをどう補うかとい

うことについて、それぞれ今現状はどのようになっておるのか、1世帯当たり100円とかいろんな話も出ておりますので、ちょっとその点も正確に説明をいただきたいというふうに思います。

それから、庁舎検討委員会の問題であります。これも、合併協定で新庁舎をつくらない方針だということをたびたび市長も確認をされていますが、そういう考え方、統合案は合併協定を守って検討してほしいということなのか、そういうことには一切とらわれないということで検討を今されているのでしょうか。ちょっと市長の考え方がよくわからない。市長は合併協定に調印した一人でありますので、当然、新庁舎はつくらない方針は守っていかなくちゃいけないと思うんですが、検討委員会が新庁舎を建てるという結論を出したら、そういうことにお構いなく、あくまで検討委員会の結論に、どのような結論が出ようともその検討委員会の結論に従っていくと、こういうことを先ほど表明されたのでしょうか。ちょっと市長にはっきりさせていただきたいというふうに思います。

それから、総代制の問題については3月中にまとめるというふうに答弁をされましたけれども、これも、まとまらないというところに出てくると思いますけれども、ただ認識が、統合によって困っている声は聞いていないと総務部長が答弁をされていますけれども、実際にさまざまな声も私たちのところへ届いていますし、早尾地区の集会の現状を見れば、とても統合したところで困っているという声は聞いていないという現状でないではないかと、私は他の地区のことはわかりませんが、この見直しの課題はないという認識については大変問題だと思えますけれども、ないという認識だったら、二、三年後に問題があれば変えるということは、それはもう死語になってしまいますので、きちっと現時点での見直しの課題についての認識をお答えいただきたいと思います。

それから副市長の答弁で、昨日の、もし推薦がなくて総代を選ぶことができなければ、市が直接対応してやっていくと。住民には決して迷惑がかからないようにするというふうに発言をされています。これはどのような形で担保されていくのか、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、巡回バスの問題については大変詳しく報告していただいて、一定に改善の方向に踏み出しているなあとというふうに思っているわけですが、この巡回バス検討委員会の皆さんが随分苦勞していろんなことをまとめていただいておりますが、現に今後の改善課題も残っているわけでありまして、総務部長が報告されましたように、そのためにもこの検討委員会は今後も継続して行っていく必要があるというふうに思いますが、その点、この検討委員会について、その都度、改善課題をまとめながら問題提起して議論していただくということは今後も続けていくということは明確にさせていただきたいなあとと思うんですが、どうでしょうか。

それから、これはいつ発表というのか、いつ決めたと言われましたか。ことしのいつ、これをいつから、あるいはいつ公表するかという、今の内容についてね。ちょっとスケジュールを教えてくださいというふうに思います。

それから水道料金の問題であります。これは何度言っても同じ答えで、担当部長としては

答えないに等しい答弁ではないかというふうに思いますが、これの認識ですね。たまたま合併したもんで八開地区のものが全国の統計にあらわれてきませんけれども、佐織地区の料金だけ、安い方の料金だけが報告されているので、八開地区は表に出ないけれど、隠れ日本一という状況ですね、統計上は。これを、市長にお伺いしたいんですが、合併の折にもこれは統合する方向でということですから、先ほど私は統合のやり方について4点ほど上げて、担当課で検討された佐織地区との料金の統一というのは、この四つのやり方の二つであるわけでありますから、大変合理的な考え方に立っているのではないかというふうに思いますが、これを打ち上げながら、単なる案だよということで、何か市長が冷たくあしらわれているように聞こえてしまうんですが、ちょっと市長は、南水の経営に携わって、企業会計の独立とか一般会計からの繰り入れをやらんということについて余計強固な考え方をお持ちのように見えるんですが、改めて、担当部長では今の話であれ以上のことは言えないかもしれませんが、市長はこの問題の解決、どのように考えているのか御説明いただきたいというふうに思います。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、再質問の順序によりまして、まず私から最初の3点ほどについてお答えをさせていただきます。

総合支所の関係につきましては、従来もグループ制をとっておりまして、総合支所そのものが課の扱いになっております。その中に市民担当、福祉担当、振興担当という者がおりまして、今回、それぞれの支所に振興担当の者を1人ないし2人残すということを書いてまいりました。基本的には、この本庁に2人を残しまして、その他の分庁舎は1人ということを考えております。本庁だけは、やはり市外からのお客様とか市外からの問い合わせ、そういったものも結構ありますので、そういったものに対応するためにも1人上乗せをしてきたようなわけでございます。

あと、職員の数の関係で、いつまで減らすのかというような御心配をいただいたわけでございます。私ども、集中改革プランの目的を一応達成いたしましておりますので、県からの事務移譲だとか新たな業務に対応できるような職員数は当然確保していかなければならないと思っておりますので、第2期集中改革プランの作成に当たりまして、業務に見合う職員数の定数確保、そういったものをきちんと計画の中に位置づけをしていきたいと、そのように考えております。

あと、臨時職員の関係につきましても、職員の足らない部分を臨時職員、また仕事の内容に応じても臨時職員で対応できるものはなるべく臨時職員で対応していこうということでの考えでございます。そういった中での待遇につきましては、時間給を毎年10円ずつアップするというように考えておりますし、新年度からは通勤手当も支給するという前提で今考えておりますので、待遇改善にはそれなりに努めておると考えております。

あと、総代制の関係で、私、きのう、まだ未統合の行政区が三つあるということでございますので、この行政区三つがもし新年度までに総代さんの統合に至らなかった場合には、やはりそこが行政の空白区域になってはいけませんので、そういった部分については総代制が決まる

まで私ども職員でカバーをしていこうと、そういうことで申し上げたわけでございます。

とりあえず私から、以上、申し上げました。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず、議員が申された早尾地区の状況の中で、届いている、いないの問題でございますけれども、私ども、統合を既にしていただいておりますところからにおいては、そういうような不都合をしておるといようなことは聞いていないということでお話をさせていただきました。ただ、早尾地区のみならず、統合に向けて、私、昨年度は一部空白期間がございまして、本年度に入って、先ほど答弁させていただきましたように、地区からの要請で待っているんじゃなくて、こちらからお願いをしに行ったときにおいてつくづく感じたわけでございますが、年数をかけて対応してきましたけれども、当時の役員さんだけの話し合いでございまして、なかなか市民の一人一人まで届いていないと。役員を複数年にわたってやられている方においてはこういうことは聞いておるとかということは言われましたけれども、ほとんどの方が一年交代での役員さんでございまして、引き継ぎがうまくできていなかったんだなあとというようなことはつくづく思っております。そういうようなことで、見直しという、認識というか、そういうようなことの中で、とにかく、先ほどの言葉をおかりするわけじゃないですけども、市としては届いていなかったということも反省もしつつ、前へ進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、巡回バスの関係でございまして、委員さんの関係についてでございますが、まだ今年度におきましてももう一回お願いをいたしております。といいますのは、今の御報告申し上げたように、完全なものでございませぬので、検討をお願いしておきます。

そういうようなことで考えておりますので、よろしく申し上げます。公表時期についてはまとまってからということでお許しください。お願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

補助金の関係でございまして、今回、皆さん方のお手元に配付したのはその補助金の整理をしたもの、推移ということでお渡しをさせていただきました。それで、議員がおっしゃるように、補助金の中では、委託料へ持っていったものもありますし、報償費へ組み替えているものもあります。それは概要書の方に、例えば前年度まで補助金であったものが報償費と、そういったようなとらえ方で概要書の方にはきちっと位置づけされておりますので、そういうような御理解をいただきたいと思います。

それから、コミュニティーの関係ですけれども、それぞれ地区役員会の方で、役員さんの方から地元の方へ持って帰っていただいて、最終的には4月の新しい役員会の中でそういったものが結論づけられるというふうに理解をしております。

#### ○市長（八木忠男君）

庁舎の件であります、同じ答弁をさせていただきます。合併をして新しい目線で諮問をお願いしております。答申を尊重して判断をしてまいりたいと。

そして、八開の水道、これの一番のネックは、簡易水道と一般の水道と並行して料金体系が

あるということです。八開さんの一番そこがネックです。皆さん方にこれから相談して進めたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

これにて21番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時30分再開です。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、経済課長より発言を求められておりますので許可いたします。

○経済課長（大島静雄君）

議長のお許しを得まして、昨日の村上議員の答弁におきまして数字の間違いがございましたので御訂正報告をさせていただきたいと思えます。各地区の数字でございますけれども、佐屋地区1万4,843、立田地区3万712、八開地区2万3,838、佐織地区3万7,593、計10万6,986でございます。大変申しわけございませんでした。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

次に、通告順位14番の10番・真野和久議員の質問を許可いたします。

○10番（真野和久君）

それでは、3月議会最後の質問になりますが始めたいと思えます。

今回私が質問いたしますのは、大項目で3点になります。第1点目は伊勢湾台風50年の防災の取り組みについて、そして2点目が景気対策について、そして3点目がパブリックコメント制度の改善についてであります。

まず第1点目の伊勢湾台風50年の防災の取り組みについて質問いたします。

今から50年前の、昭和34年9月26日に、伊勢湾台風によってこの東海地方は大きな被害を受けました。愛知県では死者が3,168人、そして負傷者が5万9,045人、行方不明が92人。そして住宅の被害も、全壊が2万3,334戸、半壊も9万7,049戸、流失も3,194戸、そして床上浸水では5万3,560戸、そうした甚大な被害になっています。河川被害でも88カ所が、また海岸も251カ所が破壊をされました。特に名古屋市や弥富市を中心に高潮によって大規模な浸水が起こり、また多数の死者、大きな被害を生みました。

こうした被害は、よく言われています名古屋市や弥富市に限りません。当然この愛西市においても大きな被害がありました。特に現在の佐屋地区を中心に、例えば死傷者が244人、また全壊が41戸、半壊が1,167戸、また床上浸水も760戸など、本当に長い間の浸水被害なども続いていました。そうした被害をやはり忘れてはいけないと思えます。

そして、今回提案をいたしますが、やはりこの伊勢湾台風50年というこの年に、この愛西市において風水害対策の強化をしていくことが必要ではないかということでもあります。この伊勢湾台風50年で当然市民の皆さんの関心も高まります。だからこそ、この年に対策を強め、また

防災訓練などでのそうした点での強化も図っていくことが必要ではないかと思います。今回の今年度予算にはハザードマップの作成も出ておりますが、これは特に浸水被害においては非常に有効になるものでありますので、そうしたものを含めた災害訓練や啓発が重要だというふうに思いますが、市としてもしっかりと強化をお願いしたいと思います。

二つ目が、市内の水害資料の収集をということであります。

当然、こうした関心が高まるこの時期であり、機会でありますので、愛西市内におけます伊勢湾台風や、あるいは昭和36年、あるいは昭和51年の浸水の被害、風水害の被害の写真や体験談などを資料収集してはどうでしょうか。もう既に伊勢湾台風を体験した方々の年齢は、生まれたばかりでも50年ですから、記憶がある方々はもう60代ということになってきます。そうなりますと、やはり今のうちに体験やあるいはその被害の状況をしっかりと今まとめていくことが大事だというふうに思います。そうした市民の皆さんの例えば写真や体験談を募集し、それをまとめていくことは、今後の郷土資料にもなりますし、そうした資料がやはり散逸することを防ぐことにもなりますので、また、さらには防災啓発にも今後役立っていくこともできます。そうした点でも、そうした水害資料の収集をぜひともやっていただきたいというふうに思います。

また、3点目として、そうした集まった資料などを含めて、また市が持っています、佐織や佐屋地区の伊勢湾台風やその次の年の浸水被害などの資料についてはあるということも聞いておりますので、そうした所蔵している資料や、また先ほど提案した募集した資料などを使って展示などをし、またそれをまとめた冊子などもつくっていただくと、今後の啓発に役立てることができるのではないかと思いますので、その点についても御答弁をお願いします。

第2点目として、景気対策についてです。

12月議会でも現在の不況に対する中小業者の方々の支援を求めて質問を行いました。その後も事態はますます深刻になっています。トヨタなどの大手企業が相次いで業績悪化を発表し、工場の閉鎖や休業なども行います。そうした中で、非正規労働者の雇いどめについても、愛知県労働局の1月末の発表でも把握できたものだけで62事業所、2万113人と、前回の調査に比べて倍加をしているということでもあります。3月はちょうどこうした非正規労働者の方々の契約が切れる月であります。そういう点では、今後さらに大きな非正規切りの状況が生まれる深刻な事態になろうとしています。

翻って、この当市の中でも、やはり景気の後退の影響は大きなものがあります。昨年末以上に、やはり近所の方やあるいは周りの方に聞いても、パート先が閉鎖されてパートをやめなければならなくなったとか、仕事の受注がなくなって奥さんがパートに行き始めたというような話や、あるいは正社員の方でも残業がすべてなくなったとか、あるいは金曜日は会社が休業になって給料が大きく減るというような話も聞いています。まさに市民の皆さんの生活も大変になっています。市内の事業者の方も、例えば市の商工会の方に聞いても、国民金融公庫の借入れが以前の3倍になったとか、年末2日間の相談で借入れが14件もあったとか、そうした話も聞き、また今、市内の事業者の方は本当に困っているのだという切実な声を伺いました。

また、津島民主商工会の方にも聞きましたが、「今、そうした何でも相談などの相談の件数はかつてなく出ています。借金を清算できて廃業できる人はまだいい。それでもできずに必死で営業を続けている」というような大変な話も聞いています。

こうした不況の対策については、当然、国が雇用対策や景気浮揚対策をやる、さらには、特に雇用対策については大手企業などに対して雇いどめの中止を指導したり、あるいは下請の中小企業に対する支援といったことをやると同時に、大企業にとっても、やはり社会的な責任をちゃんと自覚して内部留保や株式配当などの一部を雇用確保等に回していく。そうした指導をしていくことが今一番求められています。しかし、当然、国や企業に対してそれを求めるだけではなく、市としてもやはり市民の生活の安心や安定を図るために、国・県の施策の実施だけではなくて、市独自の政策を行っていくことが求められているのではないのでしょうか。

そうしたことをもとに、以下の点の質問を行います。

第1点目は、愛西市の現況についてであります。

昨年末についてもお尋ねをしましたが、年末からことしに入ってから市内の状況、事業者の方々の状況や、あるいは失業の状況、そうした点についてどういう状況になっているのかお尋ねをします。生活保護等の申請についてもお尋ねをします。

そして二つ目として、12月の質問の中でも商工会が会員さんを中心とした調査を行っているという話もありましたので、その点について市として聞いていることについて、報告を受けていると思いますので、その点について質問をいたします。

また、市民の皆さんの生活支援の問題として、相談窓口の拡充や、前回申しましたが、国保税や住民税の軽減、市独自の雇用確保はやはり大事だと思いますし、さらには市の経済振興策とし、国・県の進める経済対策や市独自の経済対策についても改めて質問をいたします。

三つ目として、パブリックコメント制度の改善について質問いたします。

前回の全員協議会の報告の中で、最近募集したパブリックコメントの報告がありました。その意見提出者の数は、生涯学習推進計画が1人、第2期障害福祉計画が2人という状況でありました。市のホームページの説明では、このパブリックコメントについて、市では基本的な計画等の策定に当たり、策定しようとする政策の趣旨、内容等を公表するとともに、公表したものに對する市民からの意見等の提出を受け、計画等の策定を行うこととしています。そして、この提出された意見等に対する市民の考え方を公表することにより、市民の市政への積極的な参加と行政への透明性の向上を図り、市民と協働によすまちづくりの推進を図っていきまうとありますが、先ほど申したような状況では、本当にこうしたことの目的を果たしていると言えるのでしょうか。

そういう点の状況を踏まえて、以下の点について質問します。

一つ目としては、これまで実施されてきたパブリックコメントの状況についてです。実施してきたパブリックコメントの応募の状況、意見数などについてお尋ねをします。

それから二つ目として、改善の問題です。当然こうした状況では十分に市民の皆さんの声を拾っているとはとても思えません。そういう点で、これまでも私たちは、総合斎苑計画では概

要書を新たに印刷をして、それをわきに置いて自由に持ち帰るようにするように求めたり、あるいは、先回も記入しやすいようにいすを置くなどの要望をいたしました。やはり資料の配布の改善や応募しやすい、またそれを記入しやすいような体制づくりが必要ではないかと思えますので、その改善について質問します。

また、本当にこうしたパブリックコメントなどをやはりやる場合には、そこに出された意見をそうした計画などにしっかりと反映をさせていくことが大事であります。そうした意見の反映について、これまで出された意見を反映したものはどれくらいあるのか、また今後もこうしたコメントに寄せられた意見をどういう形で反映させていくのかについて質問します。

以上、壇上からの質問を終わります。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず私の方からは、伊勢湾台風50年の防災の取り組みについてというようなことで御答弁をさせていただきます。

毎年、海部地方の総合防災訓練が行われておるわけでございますが、21年度におきましては名称を「伊勢湾台風50年総合防災訓練」、これはあくまで仮称でございますけれど、このような防災訓練が6月に弥富市の木曾川左岸堤で予定がされております。ことしは50周年ということもございまして、訓練規模並びに参加機関をふやしまして、大がかりな訓練をするというような計画で現在進められております。

それとあわせまして、去る2月22日におきましては、市が防災講演会を行わせていただきました。その節には議員の皆さん方にも御出席をいただきまして、御苦労さまでございました。講師の先生から「水害被災地に学ぶ」としての講演でございまして、まさに50年に先駆けた事業であったようにも思います。

それともう一つ、今年度におきましては、議員が先ほど申されましたように、ハザードマップを作成し、全戸に配布する計画で予算を上げております。これができまして御家庭に配布すれば、お互いに市民皆様方のお一人ひとりの防災意識の高揚につながっていくものと思っております。

あわせまして、現在、国土交通省の呼びかけによりまして「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」というのが発足をしておりまして、スーパー伊勢湾台風が叫ばれておる中で、このような広域的避難をするための検討がなされております。協議会のメンバーには、国土交通省の中部地方整備局、陸上自衛隊、あとライフライン管理者とか、東海三県並びに関係市町村などで構成がされておりまして、愛西市もこのようなことに参加をいたしております。

議員が申されておりますように防災訓練の関係でございすけれども、市の防災訓練は今年度も行ってまいりますし、各自主防災会組織の代表者の方には、毎年、年1回以上は防災訓練をお願いしておるところでございすけれども、なかなか思うとおりにはやっていただいていない自主防災会もあるわけでございます。総代会などを利用いたしまして、防災意識の高揚を図る面からいたしましても、防災訓練の実施をお願いしていきたいと考えております。

それとあわせまして、50年というようなことでございまして、伊勢湾台風の教訓を風化させ

ることなくということで、風水害の恐ろしさを後世に伝えるという意味からいたしまして、海部地域の9市町村と愛知県が共同で実行委員会を近ごろ立ち上げます。実行委員会におきましては、海部地域の伊勢湾台風50周年事業が飛島村で、また東海三県と名古屋市の主催によります「伊勢湾台風50年のつどい」というのが名古屋市で予定されております。9月の事業につきましては愛西市も参加いたしまして取り組んでまいりたいと思っておりますし、また愛西ライオンズクラブさんが「みんなで災害に強いまちをつくろう」というのをテーマに掲げられまして、1泊2日の避難所体験事業を秋に計画がなされております。愛西市といたしましても、このような機会にぜひライオンズクラブさんとも、事業に賛同いたしまして共催事業で進めてまいりたいと、このように考えておる次第でございますので、よろしくお願いします。以上です。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、水害資料の収集をということで御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

先ほど来、いろいろイベント等、総務部長の方からお話がありましたが、本市におきましても、被害を受けた経験も有し、資料の散逸防止や防災啓発に一つの大きな機会であると考えております。本市では、伊勢湾台風ということに限らず、鋭意、市内の資料収集に努めておるのが現状でございます。市民の皆様の御理解と協力によりまして、今日多くの貴重な資料を寄贈、もしくは寄託をいただきまして、また資料の所在についての情報も数多く寄せられており、資料の整理に当たっている状況でございます。今後もさらなる収集に努めてまいりたいと考えております。

先ほど、議員のお話の中にもありましたように、体験談の募集については、後世の災害に惨状等を伝えるためにも重要な仕事であると考えております。防災意識の高揚及び啓発という視点で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、資料展示などということでございますが、この展示を実施いたしますには資料の収集とともに、その事柄に関する調査・研究が不可欠でございます。展示は研究の発表の場でございます。一朝一夕にできるものではございません。単純に資料を並べれば展示ということではないことは御案内のとおりでございます。ただ、伊勢湾台風の件を含めまして資料展示を開示してほしいとの意見も聞いてはおります。収集した資料の展示企画は考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、景気対策に対してということで、順次お答えをしてまいりたいと思います。

まず愛西市の状況はということでお尋ねでございますが、これにつきましては、セーフティネット資金の貸し付けの認定申請の件数において、10月が3件、11月が15件、12月が32件、1月が34件、2月が38件ということで、順次伸びてきております。現在、週に10件ほどの申請が出されておるようで、中小企業関係の現状としては厳しいものではないかなあというふうに

考えております。

あと失業率とか有効求人倍率の関係等もお話でしたが、まず有効求人倍率の関係でございますが、全国で0.67倍、愛知県で0.90倍、海部津島管内で0.93倍となっております。失業率でございますが、これは愛知県単位でお許しをいただきたいと思うんですが、12月末現在で2.9%であります。

後段申し上げた、質問者の方は愛西市の状況数値ということでございましたが、先ほども申し上げましたように全国とか愛知県とか海部津島管内ということでの数値しか知ることができませんでしたので御容赦をいただきたいと思います。

それから、商工会の調査などから聞いていることはということでお尋ねでございますが、この4月から9月までの経営改善に関する一般的な相談が多くございまして、10月以降については金融相談が増加をいたしております。また、受注販売先など取引関係の相談も増加しているというお話を承りました。大体全業種に言えることなんですが、10月、11月ごろからの受注が激減しているために、そのパート労働者の時間削減などで経費の節減に努力をしているとか、また資金繰りについては、現状の見通しがつかないために借入を控える企業と、緊急保証の認定を受け低金利融資制度を利用する企業の2通りに分かれているようです。これも大体の業種に言えることなんですが、借入金をしている場合、その返済を金利だけ納める形で、もう少し借金返済の期間を延ばしてほしいなどという声が商工会の指導員の方へお話が届いているやに聞いております。

それから、2番目の生活支援ということの相談窓口の充実についてというお話でございましたけれども、この相談窓口の充実ということにつきましては、1月22日、海部地区の部長会において、今の社会状況の中、緊急雇用対策の一環等、そうした各市町村の独自の対応策はどのように考えておみえになりますかということで、私どもの方から各管内の市町村に伺いを立てました。その結果、3市6町村ともこれといった動きはない中、愛西市と蟹江町だけだと思ひまして伺ったんですが、愛西市と蟹江町についてはホームページ上に雇用・生活相談に応じるのでどうでしょうかといった文面を載せました。さらに、愛西市のホームページにおきましては、市内企業者向けに、新たな雇用創出をもって失業者を生まない企業努力をしていただきたいといった内容のメッセージも載せさせていただいております。また、もう一方の方面につきましては、月1回でございますけれども、開催をいたしております消費生活相談、それから多重債務相談の開催に合わせまして、雇用関係とか生活相談についてもお話を伺い対処することにしました。そして、そういった御相談があった場合、関係機関等へ御紹介をする便宜を図るべく、1月については相談の会場にその旨の看板を立てて対応をいたしましたし、2月号、3月号につきましては「広報あいさい」の方へもその旨を記載させていただいて、そういった窓口を広げる意味で市として努力をしたつもりでございます。しかしそれが、残念と言っているのか、相談に見えた方がなかったからよかったと言っているのかわかりませんが、1月も2月も雇用相談、生活相談ということについては一切御相談がありませんでした。そうした状況下にあつて、相談窓口をもっと広げるという考えについては、現在のところ持ち合わせておりま

せんので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、市独自の雇用確保をということでございましたが、これ、先ほどのある議員さんからの御質問の方にもお答えがされたかと思うんですが、これにつきましても、1月6日、それから2月2日、愛知県内、いわゆる津島のハローワークの方ですけれども、愛知県の方では三河部とこちら側との状況にかなり相違があるというようなお話を承りましたし、先ほど申し上げましたが、1月22日の海部地区の部長会においても、管内の取り組み状況をお聞きしてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、3市6町村とも考えていないというような状況でございましたので、現在のところ、愛西市としても市独自の雇用対策というものについては考えておりません。よろしくをお願いいたします。

あと国税や住民税の関係、生活保護の関係は各担当部長さんの方から御報告いただきますので、まず3点目の経済振興についての方で私の方からお話をさせていただきたいと思います。

#### ○議長（加賀 博君）

ここで皆さんにお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合より会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

3点目の経済振興について、国・県の進める経済対策についてお尋ねでございますが、こちらにつきましては、国・県の進める経済対策の関係については、平成20年度の国の第2次補正についての関係については議員各位も御存じのとおりでありました。しかし、国の平成21年度当初予算については、何とか年度内の成立のめどがついたとか、その後には早急に21年度の補正を行って、経済対策や景気浮上を図る等マスコミ報道がされておりますけれども、私どもにはその中身について具体的な内容がまだ示されております。県の方の関係につきましても、ホームページ、新聞等を見させていただくと、20年12月18日に愛知県産業雇用対策推進本部会議を立ち上げておりまして、ここにおいて景気対策とか産業振興対策、雇用対策、そして生活対策を全庁挙げて取り組んでいきますよというようなことがうたってあるだけで、個々具体的なことが示されております。それで、こういった経済対策ということにつきましても、内容も多岐にわたりますし、中小企業対策として資金繰り対策、無料相談窓口、情報収集連携強化等であるようなふうに書いてございましたけれども、先ほども申し上げましたように、より具体的なお話が現在のところございませんので、今後、国とか県の動向を注視していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから市独自の経済対策をということでお尋ねでございますが、議員の御質問の趣旨の中でおっしゃる意味は十分理解をさせていただくんですが、現在のところ、市独自でやっていく考えはございませんけれども、セーフティーネット資金の証明等を速やかに対応する等、今現在市がやれることを精いっぱいやってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から生活保護の状況について御説明をさせていただきたいと思います。

生活保護の状況でございますが、年度当初110世帯でスタートいたしまして、116世帯、6世帯増までいったわけでございますが、現在のところは3月1日現在112世帯ということになっております。比較的平穏というふうに見られるかもしれませんが、その中身といたしまして、申請件数は相当ふえております。相談件数は19年度55件でございましたが、20年度59件ということで4件ではございますが、その生活保護の申請については19年度29件でございましたが、37件というふうにふえておるところでございます。

このふえた状況でございますが、経済の悪化、確かにそういった企業の倒産でという方がお1人、それから自営業の方で今仕事がないということで、短期間ではありましたが生活保護にという方が1件で、あとの方は高齢の方で、病気になられたとか、年金が停止になっているとか、母子世帯で病気の方と、そういった状況でございます。

それで、状況としてはそういうことでございまして、相談窓口の充実ということでございますが、一昨年ですか、他市の方で運用のあり方が社会問題化した経緯がございますが、それ以後、私どもも窓口で、生活保護の仕組みということで「生活にお困りの方に」というパンフレット等も用意をいたしまして、相談に見える方につきましてはそういったものをすべてお渡ししたり、昨日も申し上げましたが、申請権の侵害にならないように申請の意思のある方には申請書をお渡しするということで、保護を受けるべき人が保護から漏れるということのないように、十分注意をして対応、相談に当たっているところでございます。よろしくお願いいたします。

## ○総務部長（水谷洋治君）

支援策としての税金の軽減というような御提案でございますけれども、先ほど来出ておりますように、このような経済情勢の中で大変厳しいものがあるということは認識はいたしておりますけれども、減免等につきましては、現在、市としては減免規定を持っておりますので、このような制度で対応してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

## ○企画部長（石原 光君）

それでは、3点目のパブリックコメント制度の改善について御質問いただいておりますので、順次お答えをしたいと思います。

まず1点目の、これまで実施してきたものの状況についてお答えをしたいと思います。

この制度は平成18年度より制度化し取り組んでおるわけでございますけれども、行政改革大綱を初めといたしまして、9件の計画等について実施をしてまいりました。そして、寄せられた意見につきましては、当然ないものもありますが、多いもので25人32件の応募が寄せられたものもございました。それから、現在、今、食育の推進計画の意見募集をしているという、現在進行形でございますが、今実施をしているという状況でございます。これにつきましては、きちんとホームページの方に結果、現状というものを掲載させていただいておりますので、その点、あわせてよろしくお願いしたいと思います。

それから改善の関係でございますけれども、応募しやすい体制づくりということで、これは以前議員からも御指摘といいますかお話がございまして、制度開始時には4庁舎で実施したいということでスタートしたわけでございますけれども、現在は「ふれあい箱」の設置してあります市内24カ所で閲覧、意見を提出していただけるような体制をとっております。

そして閲覧場所の状況でございますが、これも議員からの改善のお話も受けております。また、この問題については、私ども幹部会の中で協議をさせていただいた経緯もございます。そして、その中で、やはりゆっくり見ていただけるよう、当然、いすも今現状用意はしておりますけれども、それ以上、もうちょっとゆっくり閲覧をしていただけるような環境づくりといいますか、情報コーナー的なスペースの確保ができれば一番いいんですけれども、それぞれの庁舎で、こういうパブリックコメントを実施する上において、例えば部屋を確保するとか、そんなような環境づくりといいますか、取り組みをこれからやってまいりたいというふうに考えております。

それから、資料の配布の改善でございますけれども、これは以前から申し上げておりますように、計画等を決定する前の案の段階でございますので、議員からの御指摘といいますか、御要望いただいております市民の皆さん方に対して配布する考えについては、今のところ持ち合わせておりません。先ほど申し上げましたように、応募しやすい体制づくりの中でそういった環境づくりに努めていきたいということで考えておりますので、御理解がいただきたいと思います。

それから意見の反映についてでございますけれども、反映したものがどれくらいあるのかという御質問をいただいておりますが、ちょっとそのデータについては持っておりません。ただ、考え方といたしましては、当然ながら提出された意見に対する市の考え方はホームページに掲載し公表しておりますし、そういった意見をいただいた中で検討した中で、取り組むべき意見については、これは実施計画等、その施策に反映させていただくという考え方は持っておりますので、そんなようなことで御理解がいただきたいと思います。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

それでは順番にいきます。

まず1点目の50周年の伊勢湾台風の取り組みですけれども、かなりいろんな、県とか国等含めた関連の中で市としてもいろいろやっていくということはよくわかりました。

あと収集についても、ぜひとも意見募集等もやっていただきたいし、資料についても引き続き、これまでも郷土資料等の収集はやられているというのはわかっていますけれども、やはり今回は特にこうした時期でもありますので、市民の皆さんに呼びかければいい機会じゃないかと、より集まりやすいんじゃないかと思っておりますので、そうした点でもぜひ資料収集して、体験応募について広報等で呼びかけることをぜひともやっていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

その点につきましては、先ほどお答えを申し上げますように、積極的に検討をしてまいりた

いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（真野和久君）

よろしくお願ひします。

また、自主防災会の訓練についても、ぜひ安全対策課の中でも検討していただき、有効な方策等もつくっていただきたいと思います。

2点目の景気対策の方に移りたいと思ひます。

2点目の景気対策について、聞いたところではかなりほかの市に比べても呼びかけ等を行っていることはよくわかりました。そうした点ではわかりました。

それと同時に、生活保護に関しても、生保の承認に関しては津島市の議員からも、こういったものをつくっているとこの管内でも非常にうわさになっているみたいで、愛西市は立派なものをつくっていますよということで。ぜひこうしたものをうまく活用していただきたいというふうに思っています。

やはり国の方の補正以降、今後の動向がわからない中で、市としてどう具体的な実効あることをやっていけるかというところがやはり課題になっていると思ひます。そうした点で幾つかお尋ねしたいんですけれども、まず一つは、21年度の2次補正の中で、現年の20年度だけではなくて、補正予算で地域活性化・生活対策臨時交付金がありましたが、それ以外に21年度から23年度、3年間にかけて緊急雇用創出事業とか、ふるさと雇用再生特別基金事業、こうしたものを二つほどやっているわけなんですけれども、県の予算の中にも今現在上がっているわけですが、そうしたものを愛西市としてどういう形で活用していくのかということについて、これまでも県の方からもあったかもしれませんが、どういうふうにしているのかをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○経済建設部長（篠田義房君）

緊急雇用の関係とふるさと雇用の関係ですね。似通っておりますけど、一方は、本当に半年ぐらいの短い期間の関係の雇用の関係を基金に積み立てて、それで対応していくと。もう一方は、ある程度長い継続的な事業の雇用関係に充てるということで、基金を設けてやっていくという話で、実はこの2月20日に愛西市の案を持って上がりました。聞き取りを県の方でやっていただいたんですが、残念ながら私どもが県の方へ御提示申し上げた策を取り上げていただくことができませんでした。それが一応今現在の経過でございます。

○10番（真野和久君）

これはもう一遍、もうこれで締め切りで、これ以上もう何もないということなんでしょうか。何かこれから、例えばふるさと雇用再生については県の方でも審議会みたいものをつくってこれからやっていくような話も聞いているんですけれども。

○経済建設部長（篠田義房君）

申しわけございません。とりあえずそういった形をとらせていただいたんですが、もう一度、今後追加応募等があるかどうか一遍伺ってみて、愛西市としてやり得るものがあれば、もう一度そちらの方へ上げてみたいと思ひます。ちょっと今現状よくわかっておりませんので、御容

赦ください。

○10番（真野和久君）

一応、4年間事業という話ですね、緊急雇用創出の方ね。ふるさとの方が3年間ということなので、その中で、20年度限りでなければ、ぜひとも、また県とも調整をしていただきたいというふうに思っています。

それと同時に、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金等で2億500万という形で、21年度にかかわる事業を前倒しをする形でやられました。耐震化の課題とか、そうした点で一定の雇用や支援にはつながると思いますが、やはり今の、先ほどから話をしています、本当に中小業者の方々は非常に大変な状況になっていまして、12月議会の中でも小規模工事等の受注登録のお話をさせていただきましたが、せっかくそういう形で21年度の事業をこういう形で前倒ししてやってしまう以上は、21年度に向けて、例えばそうした、特に小規模業者の方々に対しての支援となるような形の受注等をそれなりにふやして、そして、それこそ本当に息をつないでいるような状況になっている中で、市として市内業者に対しての支援を行っていただきたいというふうに思うんですけど、そうした考え方はないでしょうか。また、検討をすることはできないでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

小規模業者さんへのそういった受注の機会というお話でございますけれども、当然ながら、その契約の行為については随契という形になっていくと思うんですね。以前にもそういったお話を受けたことはございますけれども、それぞれ一応、これから21年度予算を執行していく中で、当然ながらそれぞれ原課の中で一応発注していくこととなりますけれども、そういった分についてはそれぞれ原課の中で、当然配慮した取り組みといいますか、そういったような視野を入れて発注する機会というものをとっていただけるものというふうに私どもとしては理解しています。

○10番（真野和久君）

毎年、学校などの小規模修繕なんかかなりやられているので、そうしたところに、景気対策という意味では上乗せをするなり何なりをしながらやっていくことも可能だと思いますので、そうした形で、一時的かもしれませんが、そういう支援でつないでいくことは非常に大事だと思いますので、そうした点で、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

それと同時に、消費生活相談等でもかなり訴えはされていますけれども、もう一方で、昨日もNHKの方でやっていましたが、今、非常に公立高校の退学者が多いという話があります。なかなか公立高校、私立高校の実態はつかめないとは思いますが、ことしも、きのう公立高校入試のB日程が終わりましたが、現状で、特に卒業生の家族とかあるいは卒業した生徒が、この受験期の中で、そうした金銭的な問題でやはり受験を、例えば私立を公立一本にしなきゃならないとか、あるいは合格した後の授業料の問題とかの相談とかがあったかどうかについてひとつ伺いしたいと思います。

○学校教育課長（山田喜久男君）

今の金銭問題で、例えば公立一本にしたとか、私立をあきらめたとか、そういった状況は各御家庭の中のお話ですので、私どもに数字的にはなかなかあらわれづらいものでございます。

今のその私立高校に入学される折に私どもへの相談としましては、修学資金について本年2件ほど、また授業料の関係について5件ほど問い合わせがございました。この数字におきましては、毎年この時期になりますとこの程度の問い合わせがございます。それで、私どもとしましては、愛知県が制度として行っております入学納付金の補助とか、授業料補助とか、修学資金の貸し付けとかございますけれども、実はこの手続につきましては、各高校の事務局がございしますが、そちらを通してということになりますので、そちらへ御案内を申し上げております。

またその他の制度としましては、社会福祉協議会が行っております修学資金がございします。これにつきましても社会福祉協議会へ御案内を申し上げております。また、これも高校の方で行っております、昔、日本育英会という名前の団体がございました。今は日本学生支援機構という名前に変わったようでございますけれども、この育英資金の御案内もさせていただいております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

高校に入れば、高校生から直接というのは多分ないと思いますけれども、今後も、リストラ等が正社員等にまさにこれから及ぶような状況になってくれば、当然こうした修学そのものについて困難になる場合もありますので、ぜひとも、市としてもそうした相談に目を光らせていただきたいというふうに思います。

それから、住民税の減免とか国保税の減免とかについてですけれども、住民税、市の減免規定がありますが、そこでそれを利用した減免というのは、愛西市の場合というのは今のところどのぐらい、今年度どの程度あったんでしょうか。51条の3項ですかね。当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められるものというのはどの程度ありますか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

19年度におきましては188件で、141万7,800円がございました。その20年度の関係でございしますけれども、20年度におきましては182万6,900円ということで、件数といたしましては215件でございます。

#### ○10番（真野和久君）

これは、結局、納付相談をされて決定をしたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

#### ○税務課長（永田和美君）

先ほど部長が申し上げましたのは全体の話でございまして、51条1項2号の関係につきましては、19年が5件ございました。金額でいいますと7万6,700円。20年度がきょう現在2件でございまして、3万7,300円でございます。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

51条の3項ですね。3項について聞いていますが。

#### ○税務課長（永田和美君）

今の、2号だと思いますが、当該年におきまして所得が激減した場合の関係でございますが、よろしくをお願いします。

○10番（真野和久君）

2件と3件ですか。はい、わかりました。これが相談してということですか。

○税務課長（永田和美君）

そうです。相談に見えまして、対応した結果、適用したものでございます。

○10番（真野和久君）

愛西市でこういう形で相談を受けるとそういうふうに対応されているというのはいいんですが、それと同時に、きっちりとした減免の条件をつくっていくこともやっぱり大事なじゃないかというふうに思います。この県内でも幾つかのところで、例えば年収200万とか、幾つかやっぱりそういう形で提示をしているところというのがあります。例えば東浦なんかについても、療養中の問題で限れば、基準額133万プラス幾らかという形というのもありますので、そういった基準を決めて公表しているところもあるんですが、愛西市の場合にはその納付に対する相談等のあれはあまり、例えばホームページでは見当たらないんですけれども、そうした点での努力というのはされないでしょうか。

○税務課長（永田和美君）

積極的に今現在行っておるわけではございませんけれども、今後、PR等、広報なりホームページで行っていきたいと考えております。

○10番（真野和久君）

ぜひよろしくお願いします。やはり本当に我慢しつつ、どんどん滞納になってしまつては意味がないので、本当に分納とか、傷口が広がる前にやはり積極的に市民の皆さんからこうした困った場合には相談に乗ってもらえるというような状況をつくっていくことも大事だと思いますので、ホームページなどでの広報をよろしくお願いします。

それと、国民健康保険についても、緊急に昨年度よりも収入が激減した場合などの減額という免除というのが愛西市の場合には非常でないことがやはり大変だというような声も聞いています。減免規定の中でも、世帯の合計所得金額200万円以下になった場合ということで10分の1というのがありますが、例えば津島市では、前年度所得が総所得金額33万円以下の所得申告世帯で前年度にかかわる保険料の30%とか、前年度所得が500万円以下のやつが3分の2になった場合というようなあれもありますので、そうした点でいうと、愛西市の場合は、生計中心者が死亡したり、または3ヵ月以上の長期入院をしなければそうした激減した場合の支援というのがなかなかできないという状況になっていますけれども、そうした点を、こういった経済状況の中では、病気あるいは死亡だけではなくて、特に業者の方でいうと大幅な減収とか、そういう形もありますので、そうした点での減免をやっていくことが大事じゃないかというふうに思うんですね。そうした点でいくと、愛西市というのはほかの市町村でやられているそうした減収に基づく減免、そうしたものがやられていないというのは、やはり不十分だというふうに思うんですけれども、その点の改善というのをぜひともお願いをしたいと。これまでもこれ

をまだやりたいという話がありましたが、やはりきちっとした規定があれば、それに基づいて皆さんやってもらえる部分もありますので、そうしたことをきちっと提示するべきだと思うんですが、どうでしょう。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

確かに議員おっしゃるとおりでございますが、これは全部の市町村がやっているという状況ではございませんので、近隣等の町村、またほかの尾張8市等調べさせていただきまして、またよく検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○10番（真野和久君）

ぜひともそうした減収による規定もつけ加える形でやられるように、やはり具体化をやっていただきたいと。特にこうした状況ですので、早急に検討していただきたいというふうに思います。

それとパブリックコメントに関してですけれども、パブリックコメントについては、先ほど幾つか改善をされるということでやっていただくことは本当にいいんですが、これまで9件という話がありましたけれども、実際全部で11件ぐらいあるんですかね、行革大綱とかを含めれば。そうですね。11件ぐらいありますね。その中でも、意見がゼロが3件で、1人というのが3件で、2人というのが2件だというような状況でして、多かったのは斎苑計画と学校給食センター。斎苑計画は25人で給食センターが10人という状況で、比較的関心の高かったものに関してはかなりあったんですけれども、それ以外はやはり非常に低調だということでいうと、やっぱりPRの問題も、書きづらいというのはぜひ改善してもらいたいし、やっぱりいかにそうした意見を寄せてもらうかというところでのPR、ぜひとも意見を寄せてくださいというようなことをやっていくことが非常に大事だというふうに思います。そうした点で、前もちょっと言ったんですけれども、例えばホームページを見ても、意見募集してほしいにもかかわらず、パブリックコメントのところにたどりつかないと、今何をやっているかわからないんですよ。例えば新着情報を、期間がちゃんと決まっているものだから、例えば期間中ちゃんと、例えば一番最初のトップページに、いわゆるホームページに載せておくとかというのが基本だとは思いますが、そういう募集期間が決まっているものに関しては。そういうことにも実際なっていないので、一定、終わっちゃったらすぐ裏に行っちゃって、それでは募集しているという状況にはならないですというふうにもなるんで、そういった点もぜひとも改善してほしいですし、申しわけないですけど、広報というのはいろんな情報が乗り過ぎていて、なかなか自分の知りたい情報が見つけづらいというところがやっぱりあるので、やはりいろんな局面局面でそうした宣伝を、PRをやっぱりしていただく必要があると思いますので、そうした点でやはり、先ほど申しましたホームページの改善とか、またぜひそうした情報コーナーなどをつくって、そうしたいろんなものを、市の今やっているようなことがわかるような形の改善をしていただきたいと思うんですが、最後にその点について質問して終わります。

#### ○企画部長（石原 光君）

いろいろ御意見をいただきました。改善できるところについては改善しながら進めていき

いと思っています。

○議長（加賀 博君）

これで10番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月24日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時30分 散会